www.pwc.com/ph

フィリピン 会計・税務ハンドブック 2023年版

This business guide is specially prepared for the benefit of investors from Japan

pwc

Accounting and Tax guide in the Philippines

A business guide

2023 edition

This Guide was specially prepared for the benefit of potential, as well as existing, investors whom we consider major business partners in shaping the future of the Philippine economy.

Contents

フィリピンにおける会計 1
1. 財務報告基準 1
2. IFRSの主要論点 2
3. 会計期間 6
4. 監査制度 6
5. 会計書類 6

フィリピンにおける税務 8
1. フィリピンにおける主な租税の種類 8
2. 税法体系 9
3. 法人税 9
4. 個人所得税 23
5. その他の国税 25
6. 地方税 29
7. フィリピンにおける税務調査手続 29

フィリピン進出の概要 32
1. 外国投資に対する基本方針 32
2. 進出に際しての留意点 32
3. 証券取引委員会 (SEC) 33
4. 内国歳入庁 (BIR) 38
5. PEZA (フィリピン経済区庁) などの投資促進機関 41
6. フィリピン中央銀行 (BSP) 43

付録I - 外国投資法に基づく第12次ネガティブリスト (2022年7月13日発効) 45

付録 II – 税制改革法 (TRAIN) – 税制改革第1弾 (2018年1月1日発効) 48

付録 III – 企業復興税優遇法(CREATE) – 税制改革第2弾 (2021年4月11日発効) 77

はじめに

本ハンドブックは、フィリピンで事業を行われている日系企業の皆さまが会計および税務でお困りの際に手軽にご参照いただけるよう、フィリピンの会計および税務の一般的なルールおよび最新のトピックなどをまとめています。また、フィリピン進出を検討している日本企業の皆さまに向け、フィリピン政府の外国投資に対する方針、フィリピンにおける法人設立の概要、各種優遇措置などについての基本情報も併せて記載しています。

私共Isla Lipana & Co. (イスラ・リパナ・アンド・カンパニー) は、国際的会計事務所であるPwC（プライスウォーターハウスクーパース）のフィリピンにおけるメンバーファームとして、皆さまのビジネスにとって有用なさまざまな情報の発信を行っています。フィリピンの主要な会計事務所のなかで最古の歴史を誇る当ファームは、1922年の設立から約100年にわたり、監査、税務、アドバイザリーを中心とした分野において、グローバルな視点からプロフェッショナルアドバイスを提供してきました。本ハンドブックが皆さまのフィリピンビジネス成功の一助となれば幸いです。

なお、本ハンドブックは、2023年3月31日時点で入手可能な情報に基づいており、また、各種制度の概要を紹介することを主眼として作成しています。法を実際に適用する際の影響は、個別の事実や前提により異なってくる可能性があるため、実際に何らかの行動を起こされる際には、事前に必ずプロフェッショナルからのアドバイスを受けていただきますようお願い申し上げます。

PwCフィリピン

日系企業部

2023年**3**月

Isla Lipana & Co., the Philippine member firm of the PwC global network

29th Floor AIA Tower (formerly Philamlife Tower)

8767 Paseo de Roxas

Makati City 1226

Philippines

Telephone: +63 (2) 8845 2728

フィリピンにおける会計

1

1. 財務報告基準

フィリピンでは、欧州諸国と同時期の2005年よりIFRS (国際財務報告基準) と同等のPFRS (フィリピン財務報告基準) が適用されています。適用当初はIFRSとPFRS間でいくつか会計処理の差異も存在していましたが、その後、それらの差異も徐々に解消され、2023年3月現在、IFRSとPFRSの主要な差異はなくなっており、両基準は実質的に同じ会計基準と捉えて差し支えありません。IFRSは、コンセプトや考え方が規定に反映されている原則主義が採用されており、IFRSの趣旨に照らして経営者が判断して会計処理するのが特徴といえます。

また、企業が以下の中小企業の要件を満たす場合は、PFRSの簡易版であるPFRS for SMEs (中小企業向けフィリピン財務報告基準) の適用が求められます。

- 総資産3億5000万フィリピンペソ以下 or 総負債2億5000万フィリピンペソ以下 (それぞれ下限は1億フィリピンペソ以上)

さらに、2018年3月にはSEC (証券取引委員会) から小規模企業向け財務報告基準 (PFRS for SE) が公表され、以下の全ての条件を満たす企業は、PFRS for SEの適用対象となりました。

- 総資産300万フィリピンペソ以上1億フィリピンペソ未満、もしくは総負債300万フィリピンペソ以上1億フィリピンペソ未満 (会社が親会社に該当する場合、連結ベースでの計算とする)
- 公開市場において、いかなる種類の金融商品をも発行する目的で財務諸表を提出する過程にない企業
- 政府機関によって発行されたセカンダリーライセンスの保有者でない企業

なお、小企業にも満たないマイクロビジネス (総資産、総負債300万フィリピンペソ未満) については、税法基準などにより財務諸表を作成することも容認されますが、進出日系企業に関していえば、ほぼ例外なくPFRSもしくはPFRS for SME、PFRS for SEに準拠した財務諸表の作成が必要と考えられます。

2. IFRSの主要論点

a. 機能通貨 (IAS21号)

機能通貨とは

機能通貨とは、「企業が営業活動を行う主たる経営環境の通貨」と定義されており、企業が営業活動を測定する基準となる通貨であるため、外貨建取引は機能通貨により計上され、為替レートの変動を認識する場合も機能通貨を基準として行われます。IAS第21号では、機能通貨と表示通貨という概念を用いて、機能通貨以外での取引を外貨建取引としている一方、日本基準では機能通貨についての定めは特にありません。

機能通貨の決定方法

企業がどの通貨を機能通貨とするかは、取引価格を規定する経済圏の通貨 (取引上の表示通貨および決済通貨であることが多い) を基準にして、どの通貨が企業の業績を最も忠実に反映するかという点から決定します。具体的には、販売価格に主に影響を与える通貨や、商品やサービスを提供する際に発生する原価に主に影響を与える通貨などを主に考慮し、機能通貨を決定することになります。

機能通貨の申請および変更手続き

法人の財務報告全般を管轄するSECはフィリピンペソでの財務報告を基本としており、フィリピンペソ以外の外貨 (米ドル、日本円など) を機能通貨とする場合、期末日から30日以内 (会社立上げ時などの初回は45日以内) にSECへ変更申請を行う必要があります。機能通貨を外貨から別の外貨へ変更することも可能ですが、その場合も同様の申請手続が求められます。このため、期中でビジネスに大きな影響を及ぼしている主要取引の取引通貨 (販売、仕入れなど) に変更があった場合には、機能通貨に変更がないか考慮する必要があります。

b. 有形固定資産 (IAS16 号)

日本では有形固定資産の計上基準や耐用年数について税法上に詳細な規定があり、また、会計上も税法基準を用いることが容認されています。一方で、フィリピンにおいては日本の税法のような詳細な数値基準はなく、PFRS (IFRS) において計上基準や耐用年数は経営者の見積事項とされています。

PFRS (IFRS) 上、資産計上の数値基準は設けられていない

従って、有形固定資産の認識要件を満たすものは、原則的には金額の多寡に関わらず全て資産計上する必要があります。なお、有形固定資産を資産として認識する際の2要件は以下の通りです (資産認識の2要件ーPAS16.7)。

- 当該項目に関連する将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高い
- 当該項目の取得原価を信頼性をもって測定できる

一方で、上記要件を満たす場合に全て資産計上するのは現実的でないため、実務上は各社の実態に合わせて資産計上額を定め、また、その際には日本の親会社の方針に準じて決めているケースも多く見られます (e.g. 税法上の少額減価償却資産のルール)。

耐用年数について

PFRS (IFRS) 上、資産の耐用年数は企業によって利用可能と予想される期間として決定することが求められ、企業は取得価額から残存価額を差し引いた額である償却可能価額を、耐用年数にわたって規則的な方法で償却します。耐用年数の決定に際してはさまざまな要素を考慮する必要がありますが、過去の実績 (同種資産の使用期間実績) も重要な考慮事項の一つと考えられます。

c. 顧客との契約から生じる収益 (IFRS 15)

収益認識基準の概要

収益認識基準では、単一の包括的な収益認識モデルが適用されており、原則として、企業は顧客への約束した財またはサービスの移転を当該財またはサービスとの交換で権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写するように収益を認識しなければなりません。企業は、当収益認識基準を適用するために、以下の5つのステップによるアプローチに従います。

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4	ステップ5
顧客との契約を識別する－ 契約とは、法的に強制可能な権利および義務を生じさせる複数の当事者間の合意であり、文書による場合もあれば、口頭による場合や企業の取引慣行により含意される場合もある。	契約における履行義務を識別する－ 履行義務とは、顧客に財またはサービスを移転する約束である。契約に複数の履行義務が含まれている場合には、各履行義務に区分して会計処理される。	取引価格を算定する－ 取引価格には、現金以外の形態による対価のほか、将来重大な戻し入れが生じない可能性が非常に高い範囲内で変動対価の見積額を含める。また、貨幣の時間価値の影響や、顧客に対して支払われる対価の影響を控除する。	取引価格を契約における履行義務に配分する－ 通常、契約において約束した別個の財またはサービスのそれぞれの独立販売価格の比率に基づいて、取引価格を各履行義務に配分する。独立販売価格が観察可能でない場合には、企業は独立販売価格を見積る。	履行義務の充足時 (または、充足するにつれて) の収益を認識する－ 履行義務が一時点で充足される場合 (顧客に財を移転する約束の場合に一般的) は、その時点で収益を認識する。履行義務が一定の期間にわたり充足される場合 (顧客にサービスを移転する約束の場合に一般的) は、履行義務の進捗度に基づき、その期間にわたって収益を認識する。

d. リース会計基準 (IFRS 16)

リース基準の概要

2018年以前に適用されていた旧リース基準 (IAS 17) では、借手はリース取引をファイナンスリースとオペレーティングリースに区分し、オペレーティングリースに該当する場合、損益計算書でリース料を費用として認識する一方、貸借対照表上においてはリースに係る資産および負債を認識することはありませんでした。この点、2019年1月1日以降適用されているリース基準 (IFRS 16) では、オペレーティングリースについても、将来のリース料総額を反映するリース負債およびリースに係る「使用権資産」を貸借対照表上で認識することが求められています。このため、借手は、ほぼすべてのリース契約について使用権資産およびリース負債を認識する必要があるため (ただし、短期リースおよび少額資産リースの場合は免除規定あり)、契約がリースに該当するか否かを識別し、使用権資産およびリース負債の算定に必要な情報を入手し、またリースに係る開示情報を作成するプロセスの導入が必要となります。

リースの定義

契約にリースを含むか否かの判断は以下のフローに基づいて検討する必要があります。

判定フローチャート

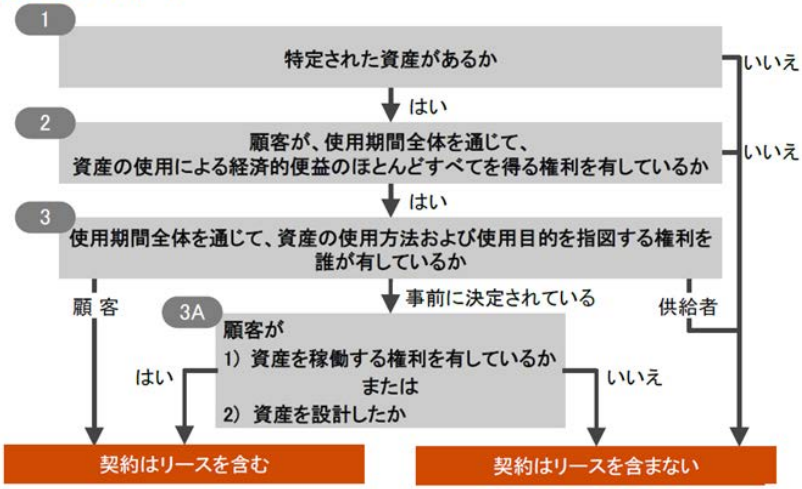

リース期間

リース期間を決定するにあたっては、延長オプションを行使するまたは解約オプションを行使しないことが合理的に確実かどうか経済的インセンティブを考慮する必要があります。

割引率

借手は、「容易に算定できる」場合にはリースの計算利子率を用い、そうでない場合には借手の追加借入利子率を用います。ここで、借手の追加借入利子率とは、借手が、同様の期間にわたり、同様の保証を付けて、使用権資産と同様の価値を有する資産を同様の経済環境において獲得するのに必要な資金を借り入れるために支払わなければならないであろう利率と解釈されています。

3. 会計期間

会計期間について、フィリピンでは暦年ベース (12月決算) が採用されているケースが多いですが、会計期間が12カ月となるその他の決算期 (例：3月決算) を採用することも認められています。会社の決算日は付属定款で定められており、変更する場合には付属定款を変更するとともに、SECの承認、内国歳入庁 (BIR) の承認など、所定の手続きを要します。例えば、日本の親会社の決算期と統一するために会計期間を変更することも認められますが、一方で税法の規定により一課税期間は12カ月を超える事ができないため、決算期変更の場合は、一旦12カ月に満たない会計期間で決算書を作成し、税務申告手続を行う必要があります (税法上、15カ月決算は認められていません)。

4. 監査制度

SECの要求により、総資産および総負債が60万フィリピンペソ以上と比較的小規模な会社についても、独立会計士による法定監査が必要となっています。また、これとは別に税法の規定により、年間売上が300万フィリピンペソを超える会社は確定申告書に監査済み財務諸表を添付することが求められるため、進出日系企業はほぼ全て法定監査の対象になるものと考えられます。

5. 会計書類

a. 会計書類の提出

監査済み財務諸表は、法人税年次申告書とともに、BIRには決算日から4カ月目の15日まで (つまり105日以内) に、SECには120日以内 (ただし、12月決算の会社については別途SECのガイドラインにより、SECへの登録番号もしくはSECライセンス番号の末尾ごとに提出スケジュールが定められている) に提出することが義務付けられています。また、フィリピン証券取引所に上場する企業を除いて、四半期や中間決算の報告義務はありません。なお、2022年2月8日に公表された通達 (SEC MC No. 2-2022) により、監査済み財務諸表の提出は電子ファイリング提出ツール (eFAST – Electronic Filing and Submission Tool) で行うことが定められました。

(フィリピン会社法第42条に基づく超過剰余金保持の禁止規定 - 参考情報)

フィリピン会社法上、「株式会社は資本金を超える剰余金を保持することが禁止される」(会社法第42条後段) という規定が存在します。よって、SEC の要求により、超過剰余金が存在する会社は、財務諸表の注記において超過剰余金の使途 (配当、拡張投資など) を開示しなければならず、これに従わない場合、罰金などのペナルティの対象となります。

b. 会計書類などの保管期間

税法上で要求されている会計帳簿およびその証憑類の保管期間は10年間になります (歳入規則RR No. 17-2013) 。具体的には税務申告の期限日から10年間もしくは提出が遅れた場合は提出日から10年間となります。また、最初の5年間については会計書類などの紙ベースでの保管、その後の5年については電子データ (DVDなど) での保管も認められています (RR No.5-2014)。

フィリピンにおける税務

2

1. フィリピンにおける主な租税の種類

租税の種類	国税	地方税
所得および利得に関する税	法人所得税 個人所得税 キャピタルゲイン税	
取引に関する税	相続・贈与税 付加価値税 パーセンテージ税 物品税 印紙税	地方事業税 不動産取引税
資産に関する税		固定資産税

2. 税法体系

フィリピンの国税は内国歳入法 (National Internal Revenue Code) を基準法としています。これを補足、修正するものとして財務大臣が承認する歳入規則 (RR: Revenue Regulations) をはじめ、RMO (Revenue Memorandum Order) やRMC (Revenue Memorandum Circular) などの税務通達がBIRから随時公表されています。また、個別の納税者からの特定の事例に関する質問に答える形で BIR Ruling という見解書が発行され、公式に運用されている点もその特徴です。

また、地方税は地方自治体法で規定されています。地方税（地方事業税、固定資産税など）の税率は、各自治体によって異なるため、詳細は、企業が立地する地方自治体に確認する必要があります。

3. 法人税

a. 税法上の法人分類と課税対象

納税義務者の種類		課税対象所得
内国法人	• フィリピンの法に基づき設立された法人のこと • 日本の会社のフィリピン現地法人が該当する	＜全世界所得＞ 課税年度中に取得した国内および国外源泉の全課税所得
居住外国法人	• フィリピン国外の法に基づき設立され、フィリピン国内で事業を営んでいる法人のこと • 日本など外国法人のフィリピン支店が該当する	＜フィリピン源泉所得＞ 課税年度中に取得した国内源泉所得
非居住外国法人	• フィリピン国外の法に基づき設立され、フィリピン国内で事業を営まない (恒久的施設を有さない) 法人のこと	＜フィリピン源泉所得＞ 課税年度中に取得した国内源泉所得のうち利息、配当、賃貸料、ロイヤリティなどのみ

b. 課税年度

原則として暦年基準 (12月決算) が採用されていますが、会社が規定した12カ月間からなる事業年度を課税年度とすることが認められています。ただし、一課税期間は12カ月を超えることができません (15カ月決算は認められません) 。従って、決算期を変更する場合は、一旦12カ月に満たない会計期間で決算書の作成と税務申告手続を行う必要があります。

c. 法人税率

従来は課税所得に対して一律30%の税率となっていましたが、2021年3月26日に成立した企業復興税優遇法 (CREATE - Corporate Recovery and Tax Incentives for Enterprises Act (発効日2021年4月11日)) により、内国法人、居住外国法人の法人税率は、2020年7月1日に遡って、課税所得に対して25%に変更されています。また、CREATEの下では、内国法人のうち、課税所得が500万フィリピンペソ以下かつ総資産 (オフィスや工場が立地する土地を除く) が1億フィリピンペソ以下の法人については、法人所得税率を20%と規定しています (同じく2020年7月1 日から遡及適用)。

課税所得は、総所得から必要経費を差し引いた金額をいいます。総所得とは主に事業所得 (売上高から売上返品、値引、割戻しおよび売上原価を差し引いた金額) や事業用資産の売却益、利息などが含まれ、源泉分離課税所得 (預金利息、受取配当金など) や別途申告を行う株式や投資不動産のキャピタルゲインは除外されます。

d. 損金に関する定め

課税期間中に生じた費用で、事業との直接的な関連性があり、かつ根拠証憑を適切に具備しているものは、税務上の費用 (損金) に算入することが認められています。

- 貿易、事業および専門職能の開発、管理、オペレーション並びに実施の過程で支出されまたは発生し、またはそれらに直接関連するもの
- 実際に提供された個人の役務に対する給与、賃金その他の形態による報酬額 (諸手当の金銭相当額総額を含む)
- 営業その他の目的のために居住地を離れている間の国内・海外旅費
- 事業に使用されている固定資産の賃借料その他類似の費用
- 事業開発などに直接要する交際費で、財務省長官の規定する上限額を超えないもの
    - 法律および公序良俗に反する費用は除く
    - 政府職員または私企業に対する賄賂、リベートその他は損金算入不可
- また、納税者には税法の求めにより実証義務が課せられており、領収書 (Official Receipt) その他の適切な記録をもって、下記の事項を証明しなければならないとされています。
    - 事業などとの直接の関連性
    - 費用額の記載

e. 最低法人税制度 (Minimum Corporate Income Tax)

最低法人税とは、事業開始年度より4期目以降、正味課税所得がマイナスの場合、もしくは通常法人税額 (25%) が MCIT (最低法人税額) を下回る場合に課せられる税金のことです。赤字法人であっても納税義務が生じるのが特徴です。

- MCITは、総所得 (Gross Income) を課税標準として2%の税率を乗じることにより計算されます。「総所得 (Gross Income) 」とは、総収入 (≒売上) から売上返品、値引、割戻および売上原価を差し引いた金額です。
- 通常の法人税額 (25%) とMCIT (総所得の2%) を比較していずれか高い金額を納付します。
- 当該年度の通常の法人税額を上回る部分のMCITの税額は翌年度より3年間繰延べることができ、その間における通常の法人税額から控除することが認められます。なお、MCITそのものとの相殺は認められません。
- 最低法人税は、四半期ベースでの申告および納付が義務付けられています (通常の法人所得税と同様)。通常法人税と最低法人税の比較は毎課税期間の最後に行われます。

なお、COVID-19の長期化により影響を受けている企業を救済するため、CREATEの下での最低法人税率は、2020年7月1日から2023年6月30日の期間においては、時限的に総所得の1%となっています。

f. 繰越欠損金制度 (Net Operating Loss Carry Over)

税務上の欠損金 (Net Operating Loss Carry Over: NOLCO) は、発生の翌事業年度以降3年間の繰越し、および当該繰越期間中における課税所得との相殺が認められています。ただし、会社所有者 (株主) の大きな変動がない場合に限り相殺が認められています。すなわち、発行済株式の額面金額または払い込み資本金額の75%以上が同一の者またはその代理人により保有されていることが前提となります。法人税を免除されている会社、および特別法により優遇税制を享受している会社 (5%総所得課税期間) で発生した欠損金は控除することができません。なお、他国で見られるような欠損金の繰り戻しは認められていません。

なお、2020年9月11日に成立した新型コロナ対策法の第2弾である共和国法第11494号 (Bayanihan to Recover As One Act) によって、2020年度、2021年度に発生する欠損金については特例として、5年間の繰越しが認められることになりました。暦年以外の会計年度を使用している企業は、それぞれ課税年度末が2021年6月30 日もしくはそれ以前、2022年6月30日もしくはそれ以前の課税年度が対象となります (e.g. 3月決算企業の場合、それぞれ2021年3月31 日、2022年3月31日に終了する課税年度が対象となります)。

g. 不当留保金課税制度 (Improperly Accumulated Earnings Tax) — CREATEによって廃止

不当留保金課税制度 (IAET) とは、利益を配当する代わりに留保することにより、株主に関する所得税回避目的で設立されまたは利用される法人に適用され、原則として、毎課税期間、企業内に不当に留保された課税所得に対して10%の税金が課せられる制度のことです。例えば、剰余金累計額が払込済資本を超えている場合、事業上の合理的な理由がない限り、利益の不当留保の明白な証拠となります。BIRによる税務調査においてもIAETは頻出指摘項目の一つであり、多くの在比日系企業が影響を受けていましたが、2021年3月26日に成立したCREATEによりIAETは廃止され、CREATEの発効日である2021年4月11日以降に期末日を迎える課税期間には適用されないことになりました。一方で、CREATEが有効となる以前の年度を対象とした税務調査では、依然としてBIRから指摘を受ける可能性があります。

h. 法人所得税の申告と納税期限

法人所得税の申告は日本と同様に「自己申告制度」であり、年次の確定申告の他、四半期毎の申告・納税が求められています。一般的に法人所得税の発生しない駐在員事務所であっても申告は必要になるので注意が必要です。また、BIRはeFPS (Electronics Filing and Payment System)と呼ばれる電子申告・納税制度を導入しており、一定基準以上の大企業、また経済区企業については電子申告が義務付けられています。

法人税確定申告書	申告・納税期限
四半期申告書 (BIR Form 1702Q)	各四半期末より60日以内に提出 なお、四半期申告書には監査済み財務諸表の添付は要求されていない
確定申告書 (BIR Form 1702)	事業年度の末日より数えて3カ月と15日以内に提出 (よって12月決算会社の場合は4月15日、3月決算会社の場合は7月15日が申告期限) その際、フィリピン財務報告基準 (PFRS) に準拠した監査済み財務諸表の添付が要求される

i. 拡大源泉税 (Expanded Withholding Tax)

源泉徴収制度は、所得取引において所得の一定率を支払い側が源泉徴収して、所得を受け取る側の代わりに納税する制度です。BIRの徴税実効性確保の観点から拡大源泉税の対象項目が幅広く設定されており、また、拡大源泉税の税率は項目により細かく分かれているため注意が必要です。なお、所得の受け取り側は支払い側から発行される源泉徴収票を持って法人税申告時に源泉分を控除することになります。

主な拡大源泉税率

所得の支払の種類	源泉税率
賃借料 (年間PH₱10,000を超える不動産、個人資産の賃借料や広告塔の賃借料)	5%
専門家報酬 (個人の場合) (弁護士などの専門家、社外取締役、経営コンサルタントなどへの支払い)	専門家の総収入が PH₱3m以上の場合は10%、それ以下の場合は5% ただし、5%の場合、公証された専門家の宣誓書を入手する必要がある。
専門家報酬 (非個人の場合) (弁護士などの専門家、社外取締役、経営コンサルタントなどへの支払い)	専門家の総収入がPH₱720,000以上の場合は15%、それ以下の場合は10% ただし、10%の場合、公証された専門家の宣誓書を入手する必要がある。
建設料 (一般的な建物の建築業者、特殊建築業者、他の建築業者への支払い)	2%
納税トップ2万社または大規模納税者 (Large Taxpayers) 、中規模納税者 (Medium Taxpayers) などの Top Withholding Agents から国内業者へ物品やサービスの対価の支払い	物品購入の場合は1%、サービス対価の支払いは2%

Top Withholding Agents の公表

フィリピンの税制では、拡大源泉税が幅広い費目を対象に設定されていますが、税率が設定されていない費目についても、納税トップ2万社または大規模納税者 (Large Taxpayers) などに該当する場合、従来から、国内業者などからの物品購入に対して1%、サービス購入に対して2%の源泉を別途行うことが求められていました。

ただし、2018年3月15日に公表されたRR No.11-2018では、これまでの納税トップ2万社、大規模納税者などに加えて、「Top Withholding Agents (TWA) 」が規定され、TWAに該当する場合、同様の源泉義務が課せられることになりました。TWAは新聞、BIRウェブサイトで公表され、新しくTWAとなった企業は、公表日の翌月1日から源泉徴収義務が発生するため注意が必要となります。

拡大源泉税の申告と納税の期限

源泉税申告書	申告・納税期限
源泉税申告書	拡大源泉税の申告は四半期毎にBIR Form1601EQで行うものの、源泉税の支払いは月次で要求される点は注意が必要
月次 (BIR Form 0619E)	すべての課税対象四半期の最初の2カ月以内に控除された税金は、BIRフォーム0619Eを使い、源泉徴収の翌月10日後またはそれ以前に納税される (ただし電子申告納税システムを採用している場合は翌月11-15日後までに納税する)
四半期 (BIR Form 1601EQ)	課税対象となる四半期の第3月に控除された税金は、源泉徴収税が課された課税対象四半期の終了後の翌月末までにBIRフォーム1601EQによって納税される

j. 最終源泉税 (Final Withholding Tax)

フィリピン法人が非居住外国法人へ配当などの所得の支払いをする場合、フィリピン法人が最終源泉税の源泉徴収義務者となります。また、税法上、最終源泉税の源泉徴収は「実際の支払日」「支払期日到来日」「負債 (費用) を未払計上した日」のいずれか早いタイミングで行う必要があります。

非居住外国法人に対する所得の支払い

非居住外国法人に対する一般的な所得支払の種類と日比租税条約適用後の軽減税率は以下の通りです。

所得の支払の種類	税法上の源泉税率	日比租税条約に基づく軽減税率
事業所得 (支援サービスなど) *PEを有さない	25%	免税
外国ローンにおける利子	20%	10%
配当金	25%	10% (or 15%)
ロイヤルティ	25%	10% (or 15%)
機械設備の使用料	7.5%	-
キャピタルゲイン	15%	免税
支店から本店への利益送金	15%	10%

フィリピンにおける租税条約適用申請手続き（RMO No. 14-2021）

フィリピンの租税条約適用申請手続きは過去に度々ルール変更が行われていますが、直近では2021年3月31日に公表された改正租税条約適用申請ガイドライン (RMO No. 14-2021) で、従来ルールからの大幅な変更が行われました。改正されたルールは、租税条約の適用を受けることができる非居住納税者による全てのフィリピン源泉所得項目を対象としており、2017年に配当、利子、ロイヤルティの3所得項目を対象に導入された簡素化されたCORTT (Certificate of Residence for Tax Treaty Relief) フォームは廃止されることになりました。

RMO No. 14-2021で規定される申請方法は大きく分けて2つあり、まず所得支払時に租税条約に基づく限度税率で源泉し、その後、BIRにRFC (Request for Confirmation) 申請する方法と、所得支払い時は国内法で規定される通常税率で源泉し、その後TTRA (Tax Treaty Relief Application) 申請および還付申請を行う方法に分けられます。なお、RMO No. 14-2021では、ガイドラインの改正の目的について、より効率的なサービスを納税者に提供するためとしていますが、BIRへの必要提出書類が大幅に増えるなど、申請者の負担はそれ以前に選べて格段に増加したと言えます。

- 申請プロセス

  i. 源泉徴収義務者/所得支払者は、所得受領者から提出された申請書 (BIRフォーム0901)、外国の税務当局発行の居住証明書、および租税条約の関連規定をもとに限度税率の適用可否を判断する。そのため、租税条約に基づき限度税率の適用を受けようとする非居住者は、上記の書類を、最初の所得の支払前に源泉徴収義務者/所得支払者に提出することが必須となる。（最初の所得支払い前までに上記書類の提出がない場合、国内法で規定される税率により源泉徴収が行われる）

  ii. 非居住者の所得について、源泉徴収義務者が租税条約に基づく限度税率を適用した場合には、当該項目に適用される税率の妥当性について “Request for Confirmation (RFC)” をITAD (国際租税課) に申請する。一方、非居住者の所得に対して国内法で定める税率を適用した場合は、非居住者はITADにTTRAを申請することができる。RFC、TTRAのいずれの場合であっても、RMO No. 14-2021で規定される必要書類を提出する必要がある。

  iii. RFCは、源泉徴収義務者が、各課税年度の終了後4ヶ月目の最終日までにBIRに提出する。一方、TTRAは、非居住者が租税条約の限度税率適用要件を満たすことを証明するために、当該所得受領後に申請する。なお、要件を満たすことが証明出来ない場合は、TTRAは否認される。

iv. 源泉徴収で適用された税率が、本来あるべき税率より低かったとBIRが判断した際には、BIRはRFC、TTRAに対する否認のルーリングを発行する。否認された場合、源泉徴収義務者は、ペナルティを含めた納税不足分を納付する。一方、源泉徴収で適用された税率に問題がなかった場合は、BIRはCertificate (証明書) を発行する。TTRA申請で租税条約の限度税率の適用が認められた場合には、過大に納付した分について非居住者は所得受領時から2年以内に還付申請を行うことができる。

v. 申請が否認された場合、納税者は否認のBIRルーリングを受領後30日以内に財務省 (DOF) に訴えることが可能である。

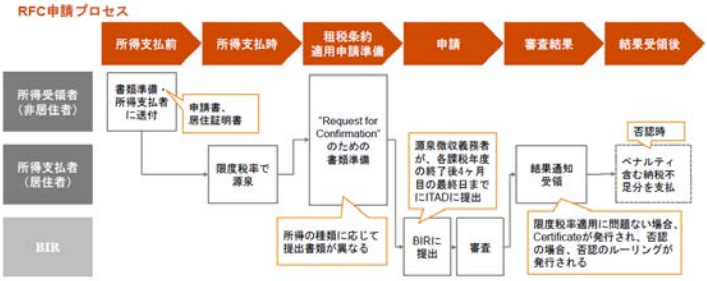

- 提出書類

  i. 全ての申請に必要な基本書類

    - リクエストレター
    - 非居住所得受領者又はその代理人によりサインされた申請書
    - 非居住所得受領者の居住する国の税務当局が発行する居住証明書
    - 所得支払を証明する銀行書類
    - 源泉税申告書 (アルファリスト含む)
    - 源泉税の納付を証明する書類
    - 非居住所得受領者が発行する委任状 (SPA)
    - 非居住者の定款 (要英語翻訳)
    - フィリピンSECが発行する未登録証明書 (法人の場合)

ii. 所得の項目ごとに要求される書類 (下記は配当、利子、ロイヤルティの例)

- 配当の場合
  - 配当の決議を行った取締役会の決議書 (配当金額、配当の決議日、記録日、支払日が記載されたもの)
  - 会社の秘書役、証券保管銀行、Depository Account holders、ブローカー・ディーラーの宣誓の下、配当基準日における全ての発行済み株式の法的所有者及び実質的所有者 (Beneficial Owners)、対応する引受け、取得日、持株比率、および配当金の分配を詳細に記載した証明書 (Certification)
  - BIRとSECの受領スタンプのある前年度の監査済みの財務諸表 (AFS) のコピー (Certified True Copy)
  - 配当を決議した直前期におけるGeneral Information Sheet
  - 配当金の支払い根拠となる株式保有が、外国企業のフィリピンにおける恒久的施設と実質的に関連していないことの証明
- 利子の場合
  - 正式に締結された契約書
  - 非居住者である債権者が貸付金を送金したことを証明する銀行書類/預金残高証明書/Telegraphic Transfer/送金証明書
  - 利息支払いに関連する借入れが、外国企業のフィリピンにおける恒久的施設と実質的に関連していないことの証明
  - 債務者と債権者が関連者である場合、利率が独立企業間レート (Arm's Length Rate) であることの証明
- ロイヤルティの場合
  - 正式に締結されたライセンス契約書
  - ライセンス製品、特許、著作権、商標、トレードネームなどの所有権を証明するもの
  - ロイヤルティ支払いの根拠となる上記の権利が、外国企業のフィリピンにおける恒久的施設と実質的に関連していないことの証明

なお、フィリピン国外で発行された書類については、フィリピン大使館/領事館での領事認証、もしくは「外国公文書の認証を不要とする条約」に加盟する国の場合は発行国政府の作成するアポスティーユを取得する必要があります。

最終源泉税申告と納税期限

最終源泉税申告書	申告・納税期限
源泉税申告書	最終源泉税の申告は四半期毎に BIR Form1601FQ で行うものの、源泉税の支払いは月次で要求される点は注意が必要
月次 (BIR Form 0619F)	すべての課税対象四半期の最初の2カ月以内に控除された税金は、BIRフォーム0619Fを使い、源泉徴収の翌月 10日後またはそれ以前に納税される (ただし電子申告納税システムを採用している場合は翌月11-15日後までに納税する)
四半期 (BIR Form 1601FQ)	課税対象となる四半期の第3月に控除された税金は、源泉徴収税が課された課税対象四半期の終了後の翌月末までにBIRフォーム1601FQによって納税される

k. 付加給付税 (Fringe Benefit Tax)

付加給付税は、1997年に施行された税制改革法により、それまでは現物給与として個人所得税の源泉徴収の一環として課税されていた付加給付を、雇用者の諸手当支出に対する加算税として徴収する目的のため、法人所得税の一部として導入されたものです。

付加給付の範囲

対象となるのは、平社員 (労働法などに規定されているマネージャーまたはスーパーバイザーの職位を持たない従業員) 以外に与えられる付加給付で、この「付加給付」とは雇用者から平社員を除く従業員に提供される物品・役務などや、金銭等価物の授与などの手当を言い、例えば、住宅・車両・雇用者が被雇用者にかわり負担するカントリークラブなどの会費・国外渡航費・従業員およびその扶養家族の教育補助費などが含まれます。

ただし、年額PH₱90,000までの賞与や、支給されている手当が業務の遂行上必要であると判断された場合 (例：事務所から50m以内の住居、会議出席の為の海外渡航費など) は付加給付税の対象には含まれません。

なお、住宅・車両のリース契約書が個人名義で締結されておらず、会社名義の場合には、貨幣価値額の50%のみが付加給付税の対象となりますので、新規契約もしくは更新の際にはこの点を念頭に置かれると良いでしょう。

課税対象となる付加給付

- 住宅
- 車両
- 費用負担
- カントリークラブなどの会員費
- 海外渡航費
- 休暇手当
- メイド・運転手費用
- 教育補助費
- 社内ローン（市場レートとの差額）
- 生命保険、健康保険料などの保険料で、法定限度額を超える部分

課税対象とならない付加給付

- 業務の性格上もしくは遂行上必要なもの、雇用者が利便を得るためのもの
- 特別法により非課税となっているもの
- 退職積立金、団体保険などの雇用者負担分
- 平社員に支給されるもの
- 少額手当

税額算出方法と税率

雇用者から従業員 (平社員を除く) に付与する付加給付の金銭など価額をグロスアップ (割戻し) したものに対する最終源泉徴収税です。付加給付の貨幣価値額を税引後の純額と見なし、税引後のレート (65%) で割り戻して総額を算出し、これに税率35%を乗じて算出します。

付加給付税の申告および納税期限

付加給付税の申告書	申告・納税期限
四半期毎 申告書 (BIR Form1603Q)	毎四半期終了日の翌月末
期末 申告書 (BIR Form1604CF)	翌年1月31日

I. 移転価格税制 (Transfer Pricing Taxation)

フィリピンの移転価格ルールとその特徴

フィリピンの移転価格ガイドライン (以下、TPガイドライン) は2013年1月に公表され、2013年2月より適用されています。TPガイドラインは概ね当時のOECDの移転価格ガイドラインに沿ったものであり、納税者に対して移転価格文書の作成と保持をフィリピン当局として初めて義務付けたものです。また、TPガイドライン上、移転価格文書は毎年の確定申告書に添付して提出する必要はないものの、BIRから要求された場合、納税者は当該文書を提示しなければならないとされています。このため、2013年のTPガイドラインの公表後、日系企業を含め多くの在比企業が移転価格文書の準備および更新を行ってきています。

また、国外関連者との取引だけでなく、フィリピン国内における関連者との取引もTPガイドラインの適用対象である点もその特徴です。これは、フィリピンではさまざまな投資優遇措置が設けられており、国内においても税率の異なる企業が混在することから、関連者間での恣意的な所得の移転によるグループの税負担の軽減が可能であることが背景にあります。一例として、日系の輸出型製造企業の多くが登録しているフィリピン経済区庁 (PEZA) の場合、通常は商業生産の開始後、法人税の免税期間が与えられ、免税期間後は原則として全ての国税および地方税に代えて総所得の 5%を納めれば足りるという、いわゆる 5%総所得課税期間に移行します。一方、優遇措置を受けていない通常の内国法人の場合、法人税率は課税所得に対して25%であり、両者の税負担率は大きく異なっています。

フィリピンにおける移転価格調査ガイドラインの公表 (RAMO No.1-2019)

BIRは、2019年8月27日に移転価格調査ガイドライン (RAMO No.1-2019) を公表しました。フィリピンでは2013年に出された移転価格ガイドライン (Revenue Regulation No.2-2013) で文書化義務が明記されたものの、移転価格調査に関してのガイドラインはその後長らく公表されておらず、今日に至るまで本格的な移転価格調査が行われていない状況が続いています。一方で、2020年には後述するBIRフォーム1709が導入されるなど、今後フィリピンにおける移転価格調査が本格化するのは時間の問題と考えられます。

「BIRフォーム1709 (関連者取引の申告書)」の導入 (RR No. 19-2020、RR No. 34-2020)

2020年7月8日に公表された歳入規則RR No.19-2020によって、関連当事者間の取引情報の詳細を記載する申告書様式「BIRフォーム1709」が新たに導入されました。納税者は同フォームに必要情報を記載し、移転価格文書や関連当事者取引に関連する契約書などの必要添付書類とあわせて、年次の法人所得税申告書 (AITR) に添付して毎年BIRへの提出を求めるというものです。それ以前は、移転価格文書や関連者との契約書などのBIRへの毎年の提出は要求されていなかったため、極めて大きなルール変更といえます。

また、上記の新ルールは、提出義務について関連者取引の重要性などは一切考慮せず、関連者取引を行う全ての納税者にBIRフォーム1709および移転価格文書などの提出を求めるという内容でした。そのため、各方面から反対の声が上がり、BIRは、その後2020年12月21日付で改正ルールであるRR No. 34-2020を公表しました。そこでは、BIRは一転して重要性の基準値とセーフハーバー (一定の移転価格税制上の許容範囲) を設けるとし、また、BIRフォーム1709、移転価格文書などの提出に関するガイドラインとプロセスを合理化すると述べています。この結果、改正ルールで規定される以下カテゴリーに該当する納税者のみがBIRフォーム1709の提出を求められ、また、移転価格文書および関連者との契約書等のその他添付書類の提出は、BIRから要求があった場合に行うという形にルールが変更されています。

1. BIRフォーム1709の提出義務

   以下に該当する納税者は、年次法人所得税申告書 (AITR) とともにBIRフォーム1709をBIRに毎期提出する必要があります。

   a. 大規模納税者 (Large Taxpayers)

   b. インセンティブを享受している納税者 (BOI登録企業や、経済特区に登録してITH (法人税免税) や特別優遇税率の適用を受けている企業、など)

c. 現在の課税年度およびその直前2期連続で営業損失となっている納税者

d. (a)(b)(c) と取引を行う関連当事者

2. 移転価格文書、その他添付書類の提出について

RR No. 34-2020では、上記の(1)でBIRフォーム1709の提出が求められる納税者でかつ、以下の重要性基準を満たす者は移転価格文書の作成と提出が求められるとされています(ただし、同文書などの提出についてはBIRから要求があった場合に30日以内に行う)。

a. 対象課税年度の年間総売上／収益が1億5,000万フィリピンペソを超え、かつ国内外の関連当事者との取引合計額が9,000万フィリピンペソを超える場合

*) 上記計算の際には、課税年度中に関連当事者から受領した額および／または受領予定の額、関連当事者に対して支払った額および／または支払予定の額を含める (ただし、経営幹部に対して支払った報酬、配当、支店利益の送金は含めない)。また、全ての関連当事者との間のローンおよび非営業取引に係る未決済残高も計算に含める。

b. 以下のいずれかの重要性の基準値を超える関連当事者取引がある場合

i. 対象課税年度に6,000万フィリピンペソを超える有形資産の売却を伴う場合

ii. 対象課税年度にサービス取引、利息の支払い、無形資産の利用、またはその他の関連当事者との取引の総額が1,500万フィリピンペソを超える場合

c. 直近の課税年度に上記の (a)、もしくは (b) の基準値を超えたため、移転価格文書を作成する必要があった場合

事前確認制度 (APA) とフィリピンにおける現状

APAとは、将来年度における国外関連者との取引価格の算定方法について、税務当局から事前に合意を得る制度です。事前確認を取得した場合、合意された移転価格算定方法に基づく納税を行う限り、移転価格課税が行われることはありません。

2022年6月30日に相互協議 (MAP) 手続きに関する歳入規則 (RR No. 10-2022) が公表されましたが、APAについては別途通達を公表すると言及されているものの、2023年3月時点でAPAに関するガイドラインは公表されていません。

4. 個人所得税

a. 個人所得税に係る一般原則

フィリピン居住国民は、全世界所得について納税義務を負う一方、フィリピン非居住国民は、フィリピン国内源泉所得についてのみ納税義務を負います。また、外国人は、居住、非居住を問わず、フィリピン国内源泉所得に関してのみ納税義務を負います。ここでのフィリピン源泉所得はどこで支払われているかに関わらず、フィリピンで労働を行っていればその対価はすべて含まれますので、駐在員の方が、例えば日本の本社から日本で受領している給与や賞与も合算して申告する必要があるので注意が必要です。それぞれの適用税率は下記の通りで、非居住外国人でフィリピン滞在日数が暦年基準で180日以下の場合のみフィリピン源泉の総所得に25%の税率で課税されます。ただし、同一職務 (税法ではassignmentという表記) での滞在で、前後の年に180日を越えて滞在している場合は、180 日を超えていない年も0~35%の累進税率となります。つまり例えば、2021年の12月1日に赴任し、2022年以降も複数年駐在する契約になっている場合は、2021年度も0~35%の累進税率となります。

納税者	課税対象所得	適用税率
居住国民	全世界所得	0〜35%の累進税率
非居住国民	フィリピン国内源泉所得	0〜35%の累進税率
居住外国人	フィリピン国内源泉所得	0〜35%の累進税率
非居住外国人 (180日以上滞在)	フィリピン国内源泉所得	0〜35%の累進税率
非居住外国人 (180日未満滞在)	フィリピン国内源泉所得	25%(総所得)

b. 個人所得税率

前途した0~35%の累進税率の詳細は以下の通りです。税制改革法 (TRAIN) の規定に基づき、個人所得税率は2023年1月1日に変更されています。また、個人の場合、課税年度 (年間課税所得の基準) は暦年のみで選択の余地はありません。

年間課税所得	税率
PH₱250,000以下	0%
PH₱250,000超PH₱400,000以下	PH₱250,000を超える15%
PH₱400,000超PH₱800,000以下	PH₱22,500+PH₱400,000を超える20%
PH₱800,000超PH₱2m以下	PH₱102,500+PH₱800,000を超える25%
PH₱2m超PH₱8m以下	PH₱402,500+PH₱2mを超える30%
PH₱8m超	PH₱2,202,500+PH₱8mを超える35%

c. 主な非課税所得

主な非課税所得は下記の通りです。

- 生命保険金
- 損害保証金
- 合理的退職金制度に基づく退職金
- 13カ月給与で90,000フィリピンペソを超えないもの
- 少額手当 (De Minimis)
  1. 年間10日以内の未使用有給休暇の買取
  2. 従業員扶養家族向け医療現金手当 (PH₱250／月)
  3. お米手当 (PH₱2,000／月または50kg)
  4. 制服・衣料手当 (PH₱6,000／年)
  5. 医療費実費負担 (PH₱10,000／年)
  6. 洗濯手当 (PH₱300／月)
  7. 従業員表彰記念品
     (年間PH₱10,000までの金銭など価物で支給
     (現金や金券は不可))
  8. クリスマスやその他の式典で与えられるギフト
     (従業員1人当たり年間PH₱5,000まで)
  9. 残業食事手当 (各地域の最低賃金の25%)
  10. CBAおよびProductivity Incentive Schemesによる報酬 (RR No.1-2015)
      (両項目の合計でPH₱10,000／年)

d. 給与所得にかかる源泉税の申告と納税期限

月次申告（報告要件ー雇用者）

給与所得の源泉税	申告・納税期限
報告要件ー雇用者 月次申告書 (BIR Form1601C)	• マニュアル申告の場合 翌月10日まで ただし、12月分は翌年1月15日まで • 電子申告 (eFPS) の場合 申告は業種区分により 各月末から11～15日以内 ただし、納税は全業種翌月15日まで 12月分の納税は翌年1月20日まで

年次申告 (報告要件－雇用者)

給与所得の源泉税	申告・納税期限
報告要件－雇用者 年次申告書 (BIR Form1604CF) (給与所得にかかる源泉税および最終源泉税にかかわる年次申告書)	申告期限：翌年1月31日までに1年分の被雇用者のアルファリスト (アルファベット順に記載した総括一覧表) を添付して提出

年次申告 (報告要件－被雇用者)

給与所得の源泉税	申告・納税期限
報告要件－被雇用者 年次申告書 (BIR Form 1700)	みなし申告適用者以外の出向者または国民である被雇用者は年次申告書 (1700) を翌年4月15日までに申告しなければならない

5. その他の国税

a. 付加価値税 (VAT)

一定の例外を除き、物品の輸入、フィリピン国内での物品、資産、サービスの販売、交換、リースには12%の付加価値税 (VAT) が課せられます。物品および資産とは不動産、特許や商標などの権利、動産など、すべての有形、無形のものを指します。サービスとはフィリピン国内で対価をもって提供されるすべてのサービスを含みます。非居住外国法人からのサービスについてもPEの有無に関わらず対象となりますので注意が必要です。

また、輸出は通常 0%VAT (ゼロレート) です。また、日本の消費税と同じく、仕入などから生じるインプットVATと売上などから生じるアウトプットVATの相殺は認められます。

VAT申告と納税期限

VAT申告書	申告・納税期限
VAT申告書 四半期申告書 (BIR Form 2550Q)	各課税対象四半期の終了後25日以内に、VATの四半期申告書を提出することが求められる (*)

(*) 2018年施行の税制改革法 (TRAIN) のSec.114(A)の規定、また、それを明確化するRMC No.5-2023 (2023年1月13日付け) の公表により、2023年1月1日以降、それ以前は求められていたVAT登録者によるVATの月次申告 (BIR Form 2550M) は不要となり、四半期ごとの申告が求められる。

主な**VAT**非課税サービス

1. 年間売上が300万フィリピンペソ未満の者が提供するサービス
2. 電気、水などの公共サービス
3. 金融、保険サービス
4. 一部を除く医療、教育サービス
5. 国際海運、航空サービスなど

CREATE施行に伴うフィリピン経済区庁 (PEZA) 等の投資促進機関に登録する企業のVATインセンティブ取り扱いを巡る混乱

前ドゥテルテ政権下で実施された包括的税制改革 (TRAIN-税制改革第一弾、CREATE-税制改革第二弾) による改正に加え、度重なるVAT関連歳入規則の公表により、2023年3月現在、フィリピン経済区庁 (PEZA) 等の投資促進機関に登録する企業のVATインセンティブの取り扱いが不透明な状況が続いています。

特に2022年3月9日にBIRから公表されたVATに関するQ&A (RMC No. 24-2022) では、これまでエコゾーン、フリーポートゾーンに適用されてきた「クロスボーダー原則」がVAT目的では無効になったと唐突に述べられており、VATゼロレートのインセンティブは登録輸出型企業の登録事業に「直接的かつ限定的」に使用される国内購入に限られ、また、CREATEで規定される移行期間 (CREATEの発効から10年 – 2031年4月) 後は、既存登録企業の全ての税務インセンティブが終了すると規定されています (CREATE施行細則 Rule 18 Section 5) 。また、足元では、CREATEに規定される「直接的かつ限定的」の解釈を巡って実務的に大きな混乱が起きており、VATゼロレートの適用範囲の早急な明確化が必要と考えられます。

2023年3月末時点で、VATの取り扱いを巡るルールは不明確且つ流動的であり、今後さらなる通達等が公表される可能性があるため、優遇税制を受けている登録輸出型企業だけでなく、登録輸出型企業と取引のあるフィリピン国内のサプライヤーは、VATに関する最新の情報を入手することが極めて重要です。

b. パーセンテージ税

VATの対象とならない特定の事業者に関して、VATの代わりに総収入額に対して業種ごとに定められた税率を乗じたパーセンテージ税が課せられます。また、VATが免税となる年間売上300万フィリピンペソ未満のVAT登録者でない事業者は、売上に対して3%のパーセンテージ税 (ただし、CREATEにより2020年7月1日から2023年6月30日の期間は税率が1%となる) が課せられます。

銀行およびノンバンク	0%～5%
生命保険	5%
運輸、ラジオ、テレビ放送	3%
電気、ガス、水道	2%

c. 物品税

フィリピン国内で生産または製造される物品、または一定の輸入物品に物品税が課せられ、アルコール、タバコ、石油製品、鉱物、自動車、宝石など物品の種類に応じて、それぞれ異なる税率が適用されます。物品税はVATや関税とは別に課税されます。

d. 印紙税

印紙税は新規に株式を発行する際、債務証書、不動産売買、リース契約書、保険契約書を締結する際などに発生します。法人設立に際しては、株式の発行や事務所のリース契約が生じ、これらが印紙税の課税対象となるため、その納税期限 (翌月5日) について十分留意が必要です。取引当時者の誰が納税しても良いことになっていますが、サービスなどを享受する企業側が負担することが一般的になっています。税率は取引の種類によって定められていますが、主な取引と税率は下記の通りです。

取引内容	税率
株式発行	株式価値の1.0% (額面金額200ペソにつき2ペソ)
株式譲渡	株式価値の0.75% (額面金額200ペソにつき1.50ペソ)
融資契約書 (借入) ファイナンスリース	0.75% (契約金額200ペソにつき1.5ペソ)
オペレーティングリース (土地、テナント)	0.2% (契約金額1,000ペソごとに2ペソ) *最初の2,000ペソまでは6ペソ
不動産の譲渡	1.5% (契約金額1,000ペソごとに15ペソ)

e. キャピタルゲイン税

フィリピン証券取引所 (PSE) で取引されていない非上場の国内株式から生じたキャピタルゲインは、譲渡益に対して15%で課税されます。フィリピン証券取引所 (PSE) で取引されている国内株式の場合、売却または交換、その他の方法で処分した際の価値の0.6%で課税されます。また、投資用不動産の売却から生じたキャピタルゲインは、売却価格もしくは市場取引価格のいずれか高いほうの価格に6%の税率で課税されます。なお、キャピタルゲイン税の申告・納税期限は取引日から30日以内とされています。事業用資産の売却は通常の課税所得に含まれます。

f. 相続税

2017年より以前の相続税は、相続する金額に応じて税率が異なっていましたが、2018年1月1日施行の税制改革法 (TRAIN) により、相続税率は、一律6%へと変更されました。基礎控除、その他認められる経費を控除した金額を基に相続税を計算します。相続税申告書は被相続人の死亡から1年以内に提出することとされています。

g. 贈与税

2017年より以前の贈与税は、贈与を受け取る相手が親族か第三者かで税率が異なっていましたが、2018年1月1日施行の税制改革法 (TRAIN) により、贈与税率は一律6%へと変更されました。贈与税の申告・納税期限は取引日から30日以内とされています。

6. 地方税

a. 地方事業税

製造業、卸売り販売業、流通業、ディーラー、建設業などは事業を行った地域により、前年度総収入の2%以下にあたる地方事業税の対象となります。生活必需品の税率は半分以下となります。小売業の場合、売上がPH₱400,000以下の場合は2%、PH₱400,000を超える額に対しては1%課税されます。

銀行およびその他の金融機関には事業を行う地域により、総収入に対して0.5%を超えない範囲で地方事業税が課されます。なお、地方事業税の申告・納税期限は事業年度の翌年1月20日となります。

また、5%総所得課税 (5%GIE) や特別税率 (SCIT) を享受している投資促進機関に登録する登録企業は、原則として全ての国・地方税の代わりに総所得の5%を納めれば足りるとされているため、別途地方事業税を納める必要はありません。

b. 固定資産税

設備機械、建物、土地など固定資産に対する従価税です。市場価値に固定資産の種類毎に定められた倍率を掛けて求める評価額が基準になり、評価額に対してマニラ首都圏は2%以下、それ以外は1%以下の税率が課されます。

また、5%総所得課税 (5%GIE) や特別税率 (SCIT) を享受している投資促進機関に登録する登録企業は、原則として全ての国・地方税の代わりに総所得の5%を納めれば足りるとされているため、別途固定資産税を納める必要はありません

c. 不動産取引税

不動産取引の際には、売却価格もしくは市場取引価格のいずれか高いほうの価格にマニラ首都圏は0.75%、その他の地域は0.5%を超えない税率で課税されます。

7. フィリピンにおける税務調査手続

2013 年11月に公表されたRR No.18-2013、その後の RR No.7-2018 (2018年1月公表)、RR No. 22-2020 (2020年9月公表) は、いずれもフィリピンにおける税務調査プロセスを規定したガイドラインであり、税務調査に際しては、この内容を正しく理解することが非常に重要です。BIR による税務調査時の指摘内容がいかに不合理であったとしても、納税者がルールで定められた期限内に反論を行わない場合、指摘内容がそのまま確定してしまう可能性があるため、期限内に適切に反論を行うことがとりわけ重要になります。BIRによる税務調査の流れは下記の通りです。

1	Letter of Authority **(LOA)** の発行	LOAは、税務当局が税務調査を開始する意思を示す最初の公式な通知です。この通知を受けて対象になっている年度の帳簿類など、BIRから要求される書類を提出することで税務調査が本格的に始まります。
2	Notice of Discrepancy **(NOD)** 発行	BIRによる指摘事項が納税者に最初に文書で通知されるものがNODであり、予備的な評価通知であるPANの発行前に調査官との非公式協議が実施されます。 NODは、コロナ禍における2020年9月に公表されたRR No. 22-2020により新たに導入されたルールです。それ以前のルールとは異なり、BIRの指摘事項に対する納税者の説明資料の提出期限がNOD受領日から30日以内と非常にタイトになっている点には注意が必要です。
3	Preliminary Assessment Notice **(PAN)** の発行	NODに対する反論書及び説明資料を審査した後、調査官が追徴課税の指摘根拠があると判断した場合、PAN (予備的評価通知) が発行されます。PANは調査結果と納税過不足額の詳細を記載した通知です。
4	Final Assessment Notice/Formal Letter of Demand **(FAN/FLD)** の発行	納税者がPANを受領した日から15日以内に回答しない場合、不履行とみなされ、最終評価通知書及び督促状 (FAN/FLD) が発行され、不足税額の支払いが求められます。 また、納税者が PAN を受領した日から 15 日以内に不足税額の指摘に同意できないと回答した場合、納税者による回答書の提出から 15 日以内に FAN/FLD を発行し、該当するペナルティを含め、不足税額を支払いが求められます。
5	FANへの反論 (Protest)	納税者はFANの発行日から30日以内に以下どちらかの方法で反論を行わなければなりません。反論をしなかった場合は追徴税額が決定します。 a) **Request for Reconsideration** (再考依頼) 既に提出済みの書類の範囲で事実や法律上の取り扱いの再確認を依頼するものです。 b) **Request for Reinvestigation** (再調査依頼) 書類や証憑を再提出した上での再調査を依頼するものです。再調査依頼が認められた場合、反論書の提出から60日以内であれば、追加の説明資料の提出が認められます。

6	5 Protest否認への対応	FANに対する反論を行ったもののBIRが反論を認めなかった場合、BIRとしての最終決定通知であるFDDA (Final Decision on Disputed Assessment) が発行されます。この場合、以下の対応を否認日から30日以内に行う必要があります。 a) CTA (税務裁判所) に提訴 b) 国税長官 (Commissioner) に再考の申し立て
7	5 Protest 無反応への対応	Protestに対して180日以内に反応がなかった場合は、以下の選択が可能です。 a) 180日経過後30日以内にCTA (税務裁判所) に提訴 b) 税務当局の最終決定を待つ (最終決定通知から30日後以内にCTAへの提訴可能)
8	6-b) 否認への対応	国税長官への再考の申し立てが却下された場合、30日以内にCTAへの提訴が必要で、これを行わなかった場合は追徴税額が確定します。
9	6-b) 無反応への対応	国税長官への上訴に対して180日以内に反応がなかった場合は以下いずれかの対応を選択します。 a) 180日経過後30日以内に CTA (税務裁判所) に提訴 b) 国税長官の最終決定を待つ (最終決定通知から30日後以内にCTAへの提訴可能)

2020年に始まったコロナ禍以降、フィリピンの政府債務は増大しており、税収増加が求められる中、BIRによるアグレッシブな執行姿勢がより顕著になっています。コロナ禍以前は多くなかった同一企業に対する2期連続の税務調査も今現在では珍しくなくなり、また、税務調査の指摘事項は、特に初期段階では合理的でないものを含むケースも多く、その金額も数億ペソ、なかには数十億ペソを超えるNODが発行されている事例が散見されます。税務調査開始通知書 (LOA)を受領した後は、必要書類の提出、調査官への説明、反論書の提出、交渉などで後手に回らないよう、初期段階から迅速に対応することが非常に重要です。前述の通り、フィリピンでは税務調査のプロセスが明確にルールで規定されているため、BIRからの各通知に対して期限内に適切に反論できる事前準備が求められます。税務調査の環境が厳しくなっている現状を踏まえて、日頃から自社の税務に関する内部統制プロセスの強化を図るとともに、税務調査の際には、初期段階から調査対応の経験豊富な税務専門家に相談することもご検討下さい。

フィリピン進出の概要

3

1. 外国投資に対する基本方針

フィリピン政府は雇用機会創設、生産性向上、輸出増加、経済発展の基盤を提供する外国投資を歓迎しています。投資に関連する法律は外国投資の受け入れを推し進める形で整備されました。この基本方針は今後も変わらないものと考えられます。

また、主要な投資関連法規として「1987年オムニバス投資法」と「1991年外国投資法」があります。1991年外国投資法では、フィリピン国内における外国資本出資比率を40%に制限する規制が撤廃され、「外国投資ネガティブリスト」の指定業種 (付録 I) を除いて、100%までの出資が認められるようになりました。

また、2022年1月21日に「小売規制緩和法」が発効したほか、2022年3月19日に「外国投資法改正法」の発効、2022年4月7日に「公共サービス法改正法」が発効するなど、フィリピン政府は外国投資を呼び込むための規制緩和を進めています

2. 進出に際しての留意点

外国企業がフィリピンで事業を行う場合、通常は現地法人、支店、駐在員事務所が主要な進出形態となります。また他にもパートナーシップ、リージョナ

ル本部 (RHQ) 、リージョナルオペレーティング本部 (ROHQ) などの事業形態を採ることも認められています。ただし、いずれのケースにおいても、まず必要な書類を準備して、規制当局であるSEC (証券取引委員会) に法人登録をすることが必要となります。

よって、法人設立の基本的な流れとして、最初にSECへの登録を行い、その後、優遇措置を受ける場合はPEZA (フィリピン経済区庁) やBOI (投資委員会) への登録を行うことになります。その他、フィリピンの国税庁にあたるBIR (内国歳入庁)、各種社会保障制度 (社会保険庁、住宅積立基金、フィリピン健康保険組合)、地方自治体 (LGU)、フィリピン中央銀行 (BSP) などへの登録を進めていく流れです。

本ハンドブックでは、実務で多く利用されている進出形態である現地法人、支店、駐在員事務所について、その特徴と設立手続きの概要を解説します。

3. 証券取引委員会 (SEC)

a. なぜ証券取引委員会 (SEC) に登録が必要なのですか?

SEC (Securities and Exchange Commission) はフィリピンで設立されるすべての法人およびパートナーシップの登録、許認可発行、規制、監督を行う政府機関です。フィリピンで事業を行う外国企業の現地法人や支店も対象となります。SECへの登録によって、初めてフィリピンで事業を行うことができるようになるため、フィリピンでの法人設立における最も重要なプロセスといえます。なお、SEC登録後、その他の行政機関への登録も可能となります。

b. 一般的な進出形態としてどのような選択肢がありますか?

前述の通り、フィリピンへの進出形態として、実務的には現地法人、支店、駐在員事務所の3つの方法がよく利用されています。ただし、それぞれメリットとデメリットがあるため、貴社の事業計画・事業戦略に基づいた慎重な選択が必要となります。以下、それぞれの特徴と設立に際してのSECの要求事項などを表にまとめました。

	現地法人	支店	駐在員事務所
メリット	本社との責任関係の明確な分離 現地社員の意欲の向上	本店費用の配賦、控除可能 設立手続が比較的簡易	本店費用の配賦、控除可能 設立手続が比較的簡易
デメリット	本社費用の控除不可 独立した法人形態を整える必要性がある	国外本店が支店を介さずフィリピンで直接行う取引につき、見なし課税されるリスクあり 支店の債務につき本店への責任遡及あり	法律で活動内容が情報収集や調査などに限定されており、所得を稼得する営業活動は認められない
初期送金金額 (最低資本金)	200,000米ドル (一定の条件を満たした場合100,000米ドル) ただし、小売規制緩和法やそのほかの関連法で規定される場合を除く	200,000米ドル (一定の条件を満たした場合100,000米ドル) ただし、小売規制緩和法やそのほかの関連法で規定される場合を除く	30,000米ドル
外資比率	規制業種を除き、原則100%可	100%	100%
法人登録申請料	授権資本額の1%の5分の1もしくは引受資本額の1%の5分の1のいずれか高い方	初期送金額の1%	初期送金額の1%の10分の1
法人登録の際のその他費用	印紙税 (引受払込資本額の1.0%)	PH₱500,000の政府証券の差入れなど	なし

	現地法人	支店	駐在員事務所
法人登録にかかる期間	全ての必要書類を提出後、SECの承認が下りるまで通常は1-3ヶ月	全ての必要書類を提出後、SECの承認が下りるまで通常は1-3ヶ月	全ての必要書類を提出後、SECの承認が下りるまで通常は1-3ヶ月
法人登録のための主な必要書類	社名確認書 現地法人の定款および付属定款 財務役宣誓書 登録情報書 注) 定款などがフィリピン国外で署名される場合、フィリピン大使館などにおける認証手続が必要 (もしくはアポスティーユの取得)	社名確認書 本店の定款および付属定款 本店の取締役会決議書 本店の監査済み財務諸表 送金証明書 預金証明書 登録情報書 注) 本店から取り寄せる書類については、フィリピン大使館などにおける認証手続が必要 (もしくはアポスティーユの取得)	社名確認書 本店の定款および付属定款 本店の取締役会決議書 本店の監査済み財務諸表 送金証明書 預金証明書 登録情報書 注) 本店から取り寄せる書類については、フィリピン大使館などにおける認証手続が必要 (もしくはアポスティーユの取得)
法定役員	社長、財務役 (フィリピン居住者)、秘書役 (フィリピン国籍) の会社役員	居住代理人 (フィリピン居住者) 注) 居住代理人は支店長と兼務可	居住代理人 (フィリピン居住者)

	現地法人	支店	駐在員事務所
法定報告要件	監査済み財務諸表、年次報告書 (General Information Sheet)、各種申告書 (月次・四半期・年次) など	監査済み財務諸表、年次報告書 (General Information Sheet)、各種申告書 (月次・四半期・年次) など	監査済み財務諸表、年次報告書 (General Information Sheet)、各種申告書 (月次・四半期・年次) など
法定監査	原則要	原則要	原則要
法人所得税	25%、一定の要件を満たす中小法人は20%、もしくは2%最低法人税 (ただし、2020年7月1日から2023年6月30日までの時限措置として、最低法人税率は総所得の1%)	25%もしくは2%最低法人税 (ただし、2020年7月1日から2023年6月30日までの時限措置として、最低法人税率は総所得の1%)	適用なし (所得の稼得が認められていないため)
法人所得税の課税対象	全世界所得	フィリピン源泉所得	適用なし
利益送金にかかる税金	非居住外国法人 (例:親会社) に対する配当送金は通常25%の最終源泉税。ただし、日比租税条約の適用申請をした場合、10%まで軽減が可能。	利益送金額の15%ただし、日比租税条約の適用申請をした場合、10%まで軽減が可能。 また、税法規定により、PEZA登録の支店は利益送金税が免除される。	適用なし

なお、2019 年2月20日に改正会社法が成立し、改正会社法の下では取締役の要件や法人の存続期間などが変更されています。

主な変更点は以下の通りです。

- One Person Corporationの設立が可能
- 発起人の数が2〜15名に変更 (従来は5〜15名で過半数がフィリピン居住者である必要があった)
- 会社の最大存続期間の規定が撤廃 (従来は最大50年、ただし延長は可能)
- 取締役の人数は2〜15名とし、取締役の居住者要件が撤廃 (従来は5〜15名で過半数がフィリピン居住者である必要があった)
- 株主総会の決議に関して、出席、委任状のほか、遠隔通信の使用が可能

- 取締役会の出席・決議に関して、遠隔通信での出席・決議が可能

c. PEZA (フィリピン経済区庁) とSEC申請を同時に行うことは可能ですか?

はい。SEC申請とPEZAやその他投資促進機関への申請を同時期に行うことは可能です。ただし、PEZA、その他投資促進機関における最終承認には、SECへの登録が完了していることが前提条件となります。

d. 取締役や役員をフィリピン国民またはフィリピン居住者にしなければなりませんか?

現地法人の場合、旧会社法の下では、取締役の過半数はフィリピン居住者である必要があり、取締役の人数は5人以上15人以下と定められていました。しかし、改正会社法の下では、取締役の居住要件が撤廃され、また取締役の最低人数も2名に変更されています (取締役の最大人数は15人のまま)。そのほか、秘書役は居住フィリピン国民である必要があり、財務役については、フィリピン居住者である必要があります。また、外資規制のある分野に従事している企業については、外国人取締役の比率は外資比率を超える事はできません。

e. 外国投資家は企業を100%所有できますか?

外国投資法が緩和されたことに伴い、第12次外国投資ネガティブリストに記載されている分野を除き、原則的にすべての分野で外資100%所有が可能です。ネガティブリストに含まれている分野の詳細は付録Iをご参照下さい。

f. 外資が40%に制限されている場合、事業のコントロールを握るにはどうすればよいでしょうか?

一般的に、企業の支配権は企業運営の方針決定に影響力を持つグループにあり、こうした支配権は議決権付株式の過半数を保有することにより確実なものとなります。議決権付株式の保有が過半数未満の場合は、多数派株主の分散やライセンス契約などにより、実質的な支配権を握る方法が考えられます。また、信頼できるフィリピン人パートナーを見つけることが重要であることは言うまでもありません。

なお、2013年5月にSEC通達 (SEC Memorandum Circular No. 8) が公表され、外資規制事業についての持株比率の考え方が明確に示されました。つまり、例えば外資比率が40%に制限されている事業の場合、1. 取締役選任の際の議決権付き株式、2. 議決権の有無は関係ない全ての株式、の双方の保有比率が当該40%を遵守していることが求められます。

g. 土地の所有規制はありますか?

はい。第12次ネガティブリスト (付録 I) に記載の通り、フィリピン憲法などの規定に基づき、外国資本の会社は土地を取得することができません。よって、日系企業が製造業としてフィリピンに進出する場合、外資100%の製造会社を設立する一方、フィリピン人パートナーをマジョリティとする土地所有会社を設立する実務が行われています。外国資本は当該土地所有会社に40%まで出資でき、残りの60%はフィリピン人パートナーが株主となります。

この場合、土地所有会社が、所有する土地を製造会社にリースする形になります。また、土地所有会社設立以外の選択肢として、製造会社が工業団地の土地所有者と長期リース契約を結ぶ方法も考えられます。

4. 内国歳入庁 (BIR)

a. 内国歳入庁 (BIR) とはどのような機関ですか?

内国歳入庁 (Bureau of Internal Revenue) はフィリピンの税務当局であり、SECへ登録した企業はその後速やかにBIRにも登録を行い、納税者番号 (Tax Identification Number) を取得するとともに、登録証明書 (Certificate of Regsitration) を発行してもらう必要があります。なお、SEC登録が完了した段階から、印紙税その他さまざまな種類の税金の納税義務が生じるため、税務当局や会計事務所などの専門家にあらかじめ確認し、各種税金の申告期限についての正確な情報を入手しておくことが重要です。

b. BIR 登録に際しての留意点は?

既述の通り、フィリピンでは年度の法人所得税申告のみならず、税種類によって四半期申告 (法人所得税)、月次申告 (源泉税、印紙税など) なども要求されるため、各税金の申告期限がいつなのか正確に把握することが重要です。法人の設立時においては、通常、株式の発行および事務所の賃貸借契約に係る印紙税の申告義務が生じます。その後、月次で生じる源泉税の申告義務にも留意する必要があります。

また、事業開始後に使用する領収書 (Official Receipt)、請求書 (Invoice)、その他の証憑 (Supplementary Receipts) についてはBIR の許可を得て、BIR指定の業者により印刷したものを使用する必要があります。また、会計帳簿 (総勘定元帳、補助元帳) についても、使用前にあらかじめBIRへの登録が必要となります。

(参考情報-フィリピンで会計システムを使用する場合)

コンピューター会計システム **(CAS)** 登録に関するこれまでの経緯と問題点

フィリピンでは、納税者がコンピューター会計システム (CAS - Computerized Accounting System) やコンピューター会計帳簿 (CBA-Computerized Books of Accounts) を使用する場合、従来はBIRから事前に使用許可 (PTU-Permit to Use) を取得する必要がありました。税務当局が各企業における会計システムの使用を許可制としているのは他国ではあまり見られないものであり、フィリピン特有の制度と考えられます。なお、会社がCASやCBAを使用しない場合、マニュアル会計帳簿という手書きの帳簿か、あるいはルーズリーフ会計帳簿という表計算ソフト管理の帳簿を紙に印刷してBIR に提出する形となり、電子データでの提出が認められているCASに比べて非常に煩雑になります。

CAS登録の際の審査・承認は、2015年より以前は、各税務署 (RDO-Revenue District Office)レベルで審査・承認が行われており (大規模納税者以外の納税者のケース)、申請から承認までの期間も概ね数カ月という状況でした。ところが、会計システムを利用した不正を防止するという観点から2015年9月にBIR内部向けの通達RSO No. 581-2015 (Revenue Special Order) が発出され、これ以降、全ての納税者のCAS審査・承認をケソン市にあるBIR本庁に集約して行うことになったのです。このCASプロセスの一元化により、フィリピン全土のCAS登録申請がBIR本庁に集中することになった一方で、本庁のIT専門家の数は限られているため、CASの審査・承認プロセスに深刻な遅延が生じる事態が生じました。特に、CAS審査の過程において、当時は必ず実施されていたBIRによるシステム評価 (ウォークスルー、システムデモともいう) においては、本庁のTWG (テクニカルワーキンググループ) のリソース不足により、ウォークスルーの予約を取ることすら困難な状況が長く続いていました。また、CASの最終承認機関であるBIR本庁の認定委員会 (NAB-National Accreditation Board) も常時開催されているわけではないため、CAS申請から1～2年経ってもPTUが取得できないケースが2015年以降は頻発してました。

2020年2月の通達 (RMC No. 10-2020) によるCAS登録プロセスの一部変更

CAS登録プロセスの深刻な遅延と各方面からの改善要請を受け、BIRは2020年2月6日にRMC No. 10-2020を公表し、CAS登録プロセスを一部変更しました。同通達では、既に申請中のCAS案件でウォークスルーの終了しているものに関しては、追加書類を管轄のBIR (大規模納税者サービス (LT)、またはRDO) に提出することにより、PTUを取得することなく、会計システムを使用できることが規定されました。また、通達にはBIRが今後PTUの発行を行わないことも定められています。ただし、本通達は通達公表時点でCAS申請中のケースを対象としており、新たにCASを申請する場合の取り扱いが明らかにされていないため、新規登録時におけるルールは明確になっていませんでした。

2021年1月の通達 (RMC No. 5-2021) の内容

2021年1月8日に公表されたRMC No. 5-2021では、会計システム登録に関する簡素化された手続きが新たに公表され、RMC No. 10-2020では言及のなかった会計システム新規登録時の取り扱いについても明確化されています。また、今回のCASプロセス変更の背景として、2018年より施行されているビジネス環境改善法（RA No.11032) の趣旨を踏まえて、手続きをシンプルなものにすることが述べられています。変更後のルールの概要は以下の通りです。

1. 会計システム登録を行おうとする納税者は、必要書類を管轄のRDOに提出する (システム概要書やシステムから出力される請求書・領収書など、必要書類のリストは通達の付録 (Annex) に添付されている)
2. システムは、BIRが定める技術的な要件を満たす必要がある (要件は、通達のAnnexに添付されており、BIRによる事後評価 (Post-Evaluation) で違反が見つかった場合は、納税者にはペナルティが科せられる)
3. RDOに全ての必要書類を提出すると、3営業日以内に「Acknowledgement Certificate (AC) 」が発行される。また、会計システムの登録と使用に際してPTUは求められないため、AC発行後は新システムの使用が認められると考えられる
4. また、システムの事前評価、ウォークスルーも行われないことになるが、BIRは基準に準拠しているか事後評価を実施する (ただし、CASの事後評価の実施方法や実施部署の詳細などは公表されておらず、RMC No. 10-2020によると、事後評価の詳細を規定した通達を別途公表するとしている)
5. 既存のPTUを持つ納税者は、新たに申請し直す必要はなく、以前に発行されたPTUは引き続き有効である

6. ただし、既存システムに大きな改良 (Major system enhancement) を加えた場合は、新たに申請する必要がある

   *) Major system enhancement の例示として、財務報告に影響を与えるようなシステム機能の変更、モジュールあるいはサブモジュールの追加・削除、システムのバージョン変更などが通達では挙げられているが、あくまで例示であるため、該当するか否かはBIRに確認することが求められる

7. 既存システムの小幅な改良 (Minor system enhancement) の場合 (e.g. ユーザーインターフェースの変更、バグ修正) は、その旨を書面でBIRに通知する必要がある

5. PEZA（フィリピン経済区庁）などの投資促進機関

a. フィリピンの主な投資促進機関 (IPA- Investment Promotion Agency) は?

外国投資家が各投資促進機関 (IPA) により優遇措置の恩典を受ける場合、その営む事業の種類や事業を行う場所などに応じて以下の政府機関に申請を行います。なお、フィリピンには下記以外にも数多くの投資促進機関や奨励措置が存在しますが、進出した日系企業の多くは概ね以下の機関のいずれかに登録しています。

政府系機関	所在地等
フィリピン経済区庁 (PEZA) www.peza.gov.ph	10th Floor, DoubleDragon Center West Building DD Meridian Park, Macapagal Avenue Pasay City, Metro Manila 電話 +63 (2) 8551-3451 プロジェクト地区: PEZA管轄の特別経済特区
投資委員会 (BOI) www.boi.gov.ph	Board of Investments (BOI) Industry & Investments Bldg. 385 Sen. Gil Puyat Avenue, Makati City 電話 +63 (2) 8897-6682
スービック湾岸都市庁 (SBMA) www.mysubicbay.com.ph	Building 229, Waterfront Road Subic Bay Freeport, Olongapo City 電話+63 (47) 252-4422 プロジェクト地区: スービック湾自由港
クラーク開発公社(CDC) www.clark.com.ph	Building 2127, E.L. Quirino Street Clark Freeport Zone, Pampanga 電話 +63 (45) 599-9000 プロジェクト地区: クラーク特別経済区

b. 登録企業が受けられる主な優遇措置は?

投資促進機関の税制優遇措置

2021年3月26日に成立したCREATE (付録III) によって、投資促進機関の税制優遇措置に大きな変更がありました。今後は、戦略的投資優先計画 (SIPP – Strategic Investment Priority Plan) に含まれるプロジェクトのみが、CREATEに規定される税制優遇措置を受けることができます。なお、2022年5月24日にドゥテルテ大統領が2022年SIPPを承認しており、優遇税制の対象となるアクティビティのリストが示されています。また、優遇措置の内容は、立地する地域とインダストリー、その他SIPPで規定されるファクターによって決定されることになるため、優遇措置の詳細は付録IIIをご参照下さい。そのほか、優遇措置を付与する権限は、CREATE施行前とは異なり、新しく設立される財政インセンティブ審査委員会 (FIRB) に与えられることになり、FIRBから権限移譲された場合にのみ、PEZA等の各投資促進機関が優遇申請を承認することができます。

c. TIMTA 法とは何ですか?

TIMTA 法の趣旨

TIMTA (税務インセンティブの管理と透明性に関する法) は、国の財政に関する説明責任や透明性を高めるために、フィリピンにおける各種投資促進機関 (Investment Promotion Agencies－略称IPAs) から事業者に与えられている税務インセンティブを政府機関がレビューし、その費用対効果を分析することによって、インセンティブによる社会的利益を最適化することをその目的とし、2015年12月に成立しました。

投資促進機関 (IPAs) と登録された事業者 (Registered Business Entity) について

TIMTAで定義されるIPAsは投資促進を行う目的で設置された政府機関を指し、投資委員会 (BOI)、フィリピン経済区庁 (PEZA)、スービック湾都市圏庁 (SBMA)、クラーク開発公社 (CDC) などが含まれます。一方、登録された事業者 (Registered Business Entity) とは、フィリピンの法律に基づいて設立・組織された個人、パートナーシップ、法人、外国法人のフィリピン支店などで、各IPAsに登録されている事業者のことを言います。

登録された事業者 (Registered Business Entity) に課される義務

TIMTAに基づき、登録された事業者は、電子申告のシステムを利用し法定期限内に内国歳入庁 (BIR) に対して税務申告および納税を行うとともに、各自が登録しているIPAsに「年次の税務インセンティブ報告書 (Complete Annual Tax Incentive Report) 」を税務申告期限から30日以内に提出することが求められるようになりました。また、各IPAsは税務申告書の提出期限から60日以内に同報告書をBIRに提出することとされています。

なお、登録された事業者が前述の報告義務に従わなかった場合のペナルティは、初回の違反はPHP100,000、2回目はPHP500,000の罰金が科せられ、3回違反した場合にはIPAsからの登録が抹消されるという非常に厳しい内容となっています。

6. フィリピン中央銀行 (BSP)

a. 資本投資をフィリピン中央銀行 (BSP) に登録する必要がありますか?

資本投資の本国引揚げ、配当、利益送金の際に銀行両替を利用する場合にはBSP登録が必要です。BSPに登録することで、銀行システムから外国為替を購入することが可能となります。それ以外の場合、BSP登録は必要ありません。

b. 銀行を通さずに資本投資を送金することはできますか?

はい。ただし、1万米ドルを超える分についてはフィリピンへ持ち込む際に申告する必要があります。銀行を通さない場合、SECおよびフィリピン中央銀行 (BSP) に外国資本投資として登録することができません。

c. 資本投資は直ちにフィリピン・ペソへの転換が必要ですか?

BSPに資本投資の登録を行う場合には、以前はフィリピンペソへの転換が必要でしたが、法改正により、2023 年3月現在、外貨のままBSPに登録することが可能となっています。

d. 資本投資の本国引揚、利益送金に関する現行の規制は?

資本投資の本国引揚、配当、利益送金は規制されていません。国内銀行システム以外で外貨を調達し、配当、利益送金を自由に行うことができます。ただし、外貨調達が国内銀行を通じて行われる場合、資本投資は事前にBSPに登録されている必要があります。

公認代理銀行 (Authorized Agent Bank) は、BSP登録証書および必要書類の提示を受けた場合、公示レートでの外貨販売や送金（売上金、投資引揚げ、配当、外国投資登録を行った利益送金）を行う権限が与えられています。

付録I - 外国投資法に基づく第12次ネガティブリスト(2022年7月13日発効)

4

*** 進出を検討する際には「小売規制緩和法」、「外国投資法改正法」、「公共サービス法改正法」をあわせてご確認いただくようお願いします**

リストA: 憲法または特別法により、外資が規制されている分野

外資が許可されない分野

- マスメディア (記録・インターネットビジネスを除く)
- ライセンスを要する専門職など (法で許可されている場合を除く)
- 払込資本金額が2500万ペソ未満の小売業
- 協同組合 (元フィリピン国籍者の投資を除く)
- 民間探偵、警備員、警備会社の組織・運営
- 小規模採掘
- 群島内、領海内、排他的経済海域内の海洋資源の利用および河川、湖沼内の小規模資源利用
- 闘鶏場の所有、運営
- 核兵器の製造、修理、貯蔵、流通[1]

1 国内投資も禁止されている

- 生物、化学、電磁兵器、対人地雷の製造、修理、貯蔵、流通[1]
- 爆竹その他花火製品の製造

外資が25%以下に規制されている分野

- 民間人材紹介業 (国内、海外のいずれで雇用されるかを問わない)
- 防衛関連施設の建設契約

外資が30%以下に規制されている分野

- 広告代理店業

外資が40%以下に規制されている分野

- インフラプロジェクトのための調達
- 天然資源の発掘、開発、利用[2]
- 私有地の所有 (元フィリピン国籍者を除く)
- 公益事業の運営[3][4]
- 教育機関の所有、設立、運営[5]
- 米・コーン産業への参入 (交換取引、購入による小売を除く栽培、生産、製米・製粉、取引) [6]

2 大統領が承認する資金・技術援助契約に基づく場合、外資100%が可能。
3 公益事業の運営機関における外国人の構成比率は外資の持分比率を上限とする (例えば外資40%の企業で運営機関が10人で構成されている場合、外国人は4人までとなる)。なお、エグゼクティブおよび常務執行役員の全員がフィリピン国民である必要がある。
4 公益事業 (Public Utility) については「公共サービス法改正法 (RA No.11659) 」に定義されており、配電事業、送電事業、石油及び石油製品のパイプライン輸送システム、港湾運営、公共交通車両の運営などが該当する。
5 ただし、宗教団体により設立されたもの、外交官およびその家族、その他の一時的な外国人居住者のためのもの、正式な教育制度の一部を構成しない短期高度技術開発のためのものを除く。
6 操業開始から30年以内に資本の60%以上をフィリピン国民に譲渡する場合、外資100%が可能。

- 国有企業、公営企業への原材料、商品の供給契約
- 深海漁船の運営
- コンドミニアムユニットの所有
- 民間ラジオ通信網

リストB: 安全保障、防衛、保健、公序良俗、中小企業保護の観点から外資参入が規制されている分野

外資が40%以下に規制されている分野

- フィリピン国家警察 (PNP) の許可を要する品目 (銃器、火薬、ダイナマイト、爆薬製造時に使用する材料、眼鏡照準具など) の完成品および原材料の製造、修理、保管、流通。ただし、完成品の相当量が輸出され、外国資本参入割合が許可書に明記されている場合、これらの品目の製造および修理はPNP承認の下、非フィリピン人でも行うことができる。
- 危険薬物の製造、流通
- サウナ、スチームバス、マッサージクリニック、その他類似の活動で公序良俗に反する可能性があるため法により規制されているもの (ただし、ウェルネスセンターを除く)。
- あらゆる賭博行為。ただしPAGCORとの投資契約によるものを除く。
- 払込資本金額が20万米ドル未満の国内市場向け中小零細企業
- 科学技術省が定める先端技術を有する国内市場向け中小零細企業、貿易産業省、情報通信技術省、科学技術省からスタートアップとして承認されている国内市場向け中小零細企業、直接雇用する従業員の大多数がフィリピン人であり、且つフィリピン人従業員を15人以上直接雇用する払込資本金額が10万米ドル未満の国内市場向け中小零細企業

付録 II – 税制改革法 (TRAIN) – 税制改革第1弾 (2018年1月1日発効)

5

2017年12月19日、ドゥテルテ大統領の署名により税制改革法 (共和国法第10963号、TRAIN) が成立しました。税制改革法 (第一弾) には、個人所得税、個人および法人のパッシブ所得、相続税、贈与税、付加価値税 (VAT) 、物品税、印紙税 (DST) などに関して1997年内国歳入法 (Tax Code) の条項の改正が含まれています。本資料は税制改革法 (TRAIN) と1997年内国歳入法 (旧法) の規定を比較したものです。

共和国法第10963号は、官報に掲載された後 (2017年12月27日に掲載)、2018年1月1日に発効しています。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
内国歳入庁長官に与えられた権限		
情報収集、喚問、調査、証言を取る権限	Sec. 5 (B) BIR長官は、内国歳入庁の税務調査の対象となる者以外の者、国や地方公共団体、政府機関および財団またはその職員から情報を入手する権限を持つ	追加の規定: 協同組合開発庁による内国歳入庁 (BIR) および財務省 (DOF)への税インセンティブレポートの提出。報告書には、所得税、付加価値税 (VAT)、その他の税制優遇措置についての情報が含まれていなければならない。インセンティブレポートは、Tax Incentives Management and Transparency Act (TIMTA－税務インセンティブの管理と透明性に係る法) の下で作成されたデータベースに含まれる
税申告の調査、納税額の決定	Sec. 6 (A) BIR長官または正式に権限を与えられたその代理人は、納税者の調査と、申告後の正確な税額の評価を承認することができる	BIR長官または正式に権限を与えられたその代理人は、あらゆる政府機関による事前許可の要否に関わらず、当該権限を有するものとする
不動産価値を定める権限	Sec. 6 (E) BIR長官は、不動産の公正市場価値を決定する権限を有する	不動産の公正市場価値の決定には、公的および民間の不動産鑑定士との相談が必要であり、影響を受ける当事者に事前通知することが要求される。財務長官による規則発行により、3年ごとに地価評価額が自動的に修正される。地価評価額の調整は、公表されない限り有効ではない。評価基準と相談記録は、納税者の照会に利用できる公的記録でなければならない

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963

個人所得税規定の修正

個人所得税率

Sec. 24 (A) (2)
給与所得者および自営業者／プロフェッショナル専門家

Not over PH₱10,000	5%
Over 10,000 but not over 30,000	PH₱500 + 10% of the excess over 10,000
Over 30,000 but not over 70,000	2,500 + 15% of the excess over 30,000
Over 70,000 but not over 140,000	8,500 + 20% of the excess over 70,000
Over 140,000 but not over 250,000	22,500 + 25% of the excess over 140,000
Over 250,000 but not over 500,000	50,000 + 30% of the excess over 250,000
Over 500,000	125,000 + 32% of the excess over 500,000

A.　給与所得者
2018年1月1日~

Not over PH₱250,000	0%
Over 250,000 but not over 400,000	20% of the excess over PH₱250,000
Over 400,000 but not over 800,000	30,000 + 25% of the excess over 400,000
Over 800,000 but not over 2,000,000	130,000 + 30% of the excess over 800,000
Over 2,000,000 but not over 8,000,000	490,000 + 32% of the excess over 2,000,000
Over 8,000,000	2,410,000 + 35% of the excess over 8,000,000

2023年1月1日~

Not over PH₱250,000	0%
Over 250,000 but not over 400,000	15% of the excess over PH₱250,000
Over 400,000 but not over 800,000	22,500 + 20% of the excess over 400,000
Over 800,000 but not over 2,000,000	102,500 + 25% of the excess over 800,000
Over 2,000,000 but not over 8,000,000	402,500 + 30% of the excess over 2,000,000
Over 8,000,000	2,202,500 + 35% of the excess over 8,000,000

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
		B. 自営業者／プロフェッショナル専門家 総売上高・受取額およびその他の営業外収益が VATの基準額 (PH₱3m) を超えない場合、納税者は、以下の課税方法から選択できる • PH₱250,000を超える総売上高・受取額およびその他の営業外収益の8%。または • Aの所得税率テーブルの適用 C. 給与所得と事業所得の双方を得ている混合所得者は、以下のように課税されるものとする 給与所得 – 所得税率テーブルの適用 事業所得、プロフェッショナル職における所得 – • VAT基準額を超過した場合 – 所得税率テーブルの適用 • VAT基準額を下回る場合 – PH₱250,000を超える総売上高・受取額およびその他の営業外収益の8%。または所得税率テーブルの適用
パッシブ所得 (利息、ロイヤルティ、賞品およびその他の懸賞金 (フィリピン国民、居住外国人))	Sec. 24 (B)(1) フィリピン慈善宝くじ事務局 (PCSO) の懸賞金とロト賞金は20%の最終税から免除される 拡大外国通貨預金制度に基づく銀行からの受取利息収入は、7.5%の最終税の対象となる	PH₱10,000を超えるPCSOとロト賞金は、20%の最終税の対象となる 拡大外国通貨預金制度に基づく銀行からの受取利息収入は、15%の最終税の対象となる
非上場株式の売却によるキャピタルゲイン (フィリピン国民、居住外国人)	Sec. 24 (C) 証券取引所で取引されていない株式の売却、交換、その他処分に関して、譲渡益の最初のPH₱100,000まで5%のキャピタルゲイン税、PH₱100,000を超える部分に関しては10% のキャピタルゲイン税が課せられる	非上場株式の売却、交換、その他処分に関して、キャピタルゲイン税15%の税率が適用される

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
特定の雇用者によって雇用される外国人および要件を満たすフィリピン人	Sec. 25（C）,（D）,（E）以下の雇用者に雇用されている外国人、および要件を満たすフィリピン人は所得税15%の最終源泉税が適用される • 多国籍企業の地域本部 (RHQ)、地域事業本部 (ROHQ) • オフショア銀行 (OBU) • 石油サービス請負業者および下請け業者	2018年1月1日以降に、SEC (証券取引委員会) に登録されたRHQ、ROHQ、OBU、石油サービス請負業者および下請け業者の従業員には、優遇税制を適用しない ~~2017年12月31日現在の既存のRHQ、ROHQ、OBU、石油サービス請負業者および下請け業者の現在および将来の要件を満たす従業員は、優遇税制を享受する~~ [大統領による拒否権の行使]
法人所得税条項の修正		
政府が所有または管轄する法人、機関、仲介者	Sec. 27 (C) GSIS (公務員保険機構)、SSS (社会保障機構)、PhilHealth (フィリピン健康保険公社)、地方の水道区およびPCSO (フィリピン慈善宝くじ事務局) は、法人所得税を免除される	PCSOの法人所得税免除を廃止
パッシブ所得 (預金および預金代替物からの受取利息またはその他の金銭的利益)	Sec. 27 (D) (1) 拡大外国通貨預金制度に基づく銀行からの受取利息収入は、7.5%の最終税の対象となる	拡大外国通貨預金制度に基づく銀行からの受取利息収入は、15%の最終税の対象となる
非上場株式の売却によるキャピタルゲイン (フィリピン内国法人)	Sec. 27 (D) (2) 証券取引所で取引されていない株式の売却、交換、その他の処分に関して、譲渡益の最初のPH₱100,000まで5%のキャピタルゲイン税、PH₱100,000を超えた部分に関しては10%のキャピタルゲイン税が課せられる	証券取引所で取引されていない株式の売却、交換、その他の処分から生じる譲渡益に対して、一律15%のキャピタルゲイン税が適用される
控除項目に関する規定の修正		
13カ月賞与およびその他給付金の控除	Sec. 32 (B) (7) (e) 13カ月賞与およびその他の給付金についてPH₱82,000を超えない範囲で、総所得の計算から除外する 大統領は、消費者物価指数を使用して、3年ごとに所得税免除額を調整することができる	13カ月賞与およびその他の給付金の総所得不算入額をPH₱90,000に増額 大統領による金額調整条項を削除

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
平社員以外に対する付加給付税 (FBT)	Sec. 33 (A) 平社員以外に付与されたフリンジベネフィットは、最終税率が32%になる。グロスアップされた現物給与換算額は、付加給付の実際の金銭価額を68%で除するることにより決定される	2018年1月1日より、平社員以外に付与されたフリンジベネフィットは、最終税率が35%となる。グロスアップされた現物給与換算額は、付加給付の実際の金銭価額を65%で除することにより決定される
選択的標準控除 (“OSD”)	Sec. 34 (L) 非居住外国人以外を除き、総所得からの個別控除に代わって、総売上/総受取の40%を超えない額での標準控除を選択することができる	一般的なプロフェッショナルパートナーシップ (General Professional Partnership－GPP) の場合、OSDは、GPPまたはそのパートナーシップを構成するパートナーのいずれかによって1回のみ使用できる
健康・医療保険の掛金の総所得からの控除	Sec. 34(M) 世帯の課税対象年度の総所得がPH₱250,000を超えないことを条件として、個人の健康保険および/または医療保険について、年額PH₱2,400または月額PH₱200の保険料を控除することが可能	廃止
追加の控除について	Secs. 35 and 79 (D) • PH₱50,000 人的基礎控除 • PH₱25,000 扶養控除 (一定の要件を満たす扶養家族一人当たり (4人まで)) • 非居住外国人に認められる基礎控除	廃止
相続、信託財産に関する控除	Sec. 62 PH₱20,000を相続または信託の所得から控除することができる	廃止
源泉徴収所得税 – 夫妻	Sec. 79 (F) 夫が世帯主であり、被扶養者に関する追加控除の正当な請求者であるものとみなす 妻の賃金からは、源泉徴収表のゼロ控除に従った税を源泉徴収する	廃止

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
申告および納付		
個人の申告納税	Sec. 51 (A) (2) (a) 総所得が人的基礎控除、扶養控除の免除の総額を超えない個人は、所得税の確定申告を提出する必要はない	給与所得者の課税所得がPH₱250,000を超えない個人は、確定申告書 (Income Tax Return-ITR) を提出する必要はない 追加の規定:: ITRは、紙ベースまたは電子形式で以下の情報を含み、最大4ページで構成される • 個人のプロフィール情報 • サービス提供の対価、事業活動の遂行、あるいは専門業務の実施から生じる総売上／総受取／総所得 (ただし、税法で定める最終税の対象となる所得を除く) • 税法で認められる控除 • 税法に基づく課税所得 • 要納付所得税額 Sec. 51-A　単一の雇用者から給与所得のみを受け取った個人で、当該給与所得に係る税金が正しく源泉徴収されていれば、年度の確定申告書を提出する必要はない 雇用者によって提出され、BIRによって受領された源泉徴収票は、従業員の所得税申告書の代替と認められる (みなし申告)

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
法人の申告納税	Sec. 52 (A) 申告書は、社長、副社長またはその他の主要役職者により提出され、当該役職者および財務役または財務役補による宣誓書が付されていなければならない	法人所得税申告書は、紙ベースまたは電子形式で以下の情報を含み、最大4ページで構成される • 企業のプロフィール情報 • サービス提供の対価、事業活動の遂行から生じる総売上／総受取／総所得 (ただし、税法で定める最終税の対象となる所得を除く) • 税法で認められる控除 • 税法に基づく課税所得 • 要納付法人所得税額 上記の規定は、TIMTAの実施に影響を与えてはならない
個人および法人の所得税の納付および査定	Sec. 56 (A)(2) 納付すべき税金がPHP2,000を超えている場合、法人以外の納税者は、2回の均等払いで税金を納付することができる。初回の納付は、申告書が提出された時点で、暦年末後の7月15日以前に2回目の納付を行う	2回目の支払は、暦年末後の10月15日またはそれ以前
控除可能源泉所得税	Sec. 57 (B) 財務長官は、支払法人／個人に対し、フィリピンに居住している自然人または法人に対する支払所得項目に対して、1%以上32%以下の税率で税の源泉徴収を要求することができる	2019年1月1日より源泉徴収の税率は、支払所得項目の1%以上15%以下でなければならない
源泉徴収税の申告および納付	Sec. 58各四半期末から25日以内に最終源泉徴収税の申告納付が行われる 源泉徴収が行われた四半期の翌月の最終日までに控除可能な源泉徴収税の申告納付が行われるものとする BIR長官は、政府の利益保護上必要な場合に、財務長官の承認のもと、源泉徴収義務者に対し、控除または徴収した税をより頻繁に納付または供託することを要求することができる	源泉徴収税が行われた四半期の翌月の最終日までに、最終源泉および控除源泉税の申告書が提出され、支払が行われる BIR長官に、より頻繁な源泉税納付の要求を認める規定は廃止

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
個人の所得税申告	Sec. 74 (A) 所得税の対象となる個人で、自営業による所得も受け取っている者は、現課税年度の概算所得を4月15日までに申告しなければならない	概算所得税申告書の提出は、5月15日以前に行うものとする
概算所得税の申告および納付	Sec. 74 (B) 概算所得税額は、4分割払いで支払われ、4回目の分割払いは、翌暦年の4月15日またはそれ以前に納付しなければならない	4回目の税額の支払いは、翌暦年の5月15日以前に行われるものとする
相続税規定の修正		
相続税率	Sec. 84 相続税率テーブル	相続税率は一律6%

Over	But Not Over	The Tax Shall Be	Plus	Of the Excess Over
	PH₱200,000	Exempt		
PH₱200,000	PH₱500,000	0	5%	PH₱200,000
PH₱500,000	PH₱2m	PH₱15,000	8%	PH₱500,000
PH₱2m	PH₱5m	PH₱135,000	11%	PH₱2m
PH₱5m	PH₱10m	PH₱456,000	15%	PH₱5m
PH₱10m	And Over	PH₱1,215,000	20%	PH₱10m

控除	Sec. 86 (A) フィリピン国民または居住者には、以下の控除が認められる • 経費、損失、借金、税金 (その他、PH₱200,000を超えない葬儀費用、司法経費) • PH₱1mを超えない住宅 • PH₱1mの基礎控除 • PH₱500,000を超えない医療費	• 葬儀費用、司法経費、医療費の控除を廃止 • 住宅の控除金額をPH₱10mに増額 • 基礎控除をPH₱5mに増額
	Sec. 86 (B) フィリピン国民ではない非居住者には、以下の控除が認められる • 経費、損失、借金、税金 (その他、PH₱200,000を超えない葬儀費用、司法経費) • 過去に課税された財産 • 一般利用のための譲渡	• 経費、損失、借金、税金の控除を廃止 • 基礎控除はPH₱500,000 • 遺産に対する債権、破産者に対する請求、未払いの抵当権は、遺産からの控除として請求できる

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
	Sec. 86 (D) フィリピン国民以外の非居住者である個人は、フィリピン国外にある非居住者の財産の総額を申告しない限り、いかなる控除も請求することができない	廃止
死亡の通知	Sec. 89 総遺産額がPH₱20,000を超える場合は死亡通知の提出が必要	廃止
相続税申告	Sec. 90 (A)(1) 当該遺産が登録または登録可能な財産からなる遺産の総額にかかわらず、すべての移転、またはPHP200,000を超えるものは、相続税申告を提出する (A)(3) 総額がPH₱2mを超える相続税申告書は、公認会計士 (CPA) による証明を受けなければならない	相続税の対象となるすべての移転は、当該遺産が登記または登録可能な財産からなる遺産の総額にかかわらず、相続税申告書を提出する 総額がPH₱5mを超える相続税申告書は、公認会計士 (CPA) による証明を受けなければならない
	Sec. 90 (B) 相続税申告書は、被相続人の死亡から6カ月以内に提出しなければならない	相続税申告書は、被相続人の死亡から1年以内に提出しなければならない
相続税の納付	Sec. 91 相続税の納付	追加の規定： 十分な現金を有しない場合は、法定申告期限からペナルティなく、2年以内に分割して相続税を納付することができる
株式、債券、または権利の移転に先立つ税金支払	Sec. 97 銀行は、税金が既に支払われていることをBIR長官が証明しない限り、被相続人の銀行口座からの引き出しを認めてはならない 遺産の管理者または相続人のいずれかがBIR長官の承認を得た場合、相続税が支払われたことを長官が証明しなくてもPH₱20,000を超えない額を引き出すことができる	口座保有者の死亡を知っている銀行は、被相続者の預金口座から6%の最終源泉徴収を行わなければならない

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
贈与税規定の修正		
贈与税率	Sec. 99 (A) and (B) 贈与税率は以下の通り A. 親族 – 贈与のネット金額に対して	受益者が親族であるか、第三者であるかにかかわらず、暦年に行われた贈与PH₱250,000を超える贈与総額に対し、贈与税率は一律6%

Over	But Not Over	The Tax Shall be	Plus	Of the Excess Over
	PH₱100,000	Exempt		
PH₱100,000	PH₱200,000	0	2%	PH₱100,000
PH₱200,000	PH₱500,000	PH₱2,000	4%	PH₱200,000
PH₱500,000	PH₱1m	PH₱14,000	6%	PH₱500,000
PH₱1m	PH₱3m	PH₱44,000	8%	PH₱1m
PH₱3m	PH₱5m	PH₱204,000	10%	PH₱3m
PH₱5m	PH₱10m	PH₱404,000	12%	PH₱5m
PH₱10m		PH₱1,004,000	15%	PH₱10m

	B. 第三者 – 贈与のネット金額に対して 30%	
十分な対価のない移転	Sec. 100 公正市場価値が財産移転の対価の額を超える金額は、贈与とみなされる	追加の規定： 通常の事業活動の過程 (真実の取引、アームズレングス原則、寄付の意図なし) で行われた販売、交換、またはその他の移転は、適切かつ十分な対価でなされたとみなす
特定の贈答品の免除	Sec. 101 (A) 結婚のために行われた寄付金や贈り物でPH₱10,000を超えない額は、贈与税が免除される	廃止

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
VAT 課税範囲の拡大		
物品のVATゼロレート取引	Sec. 106 (A) (2) VATゼロレートの物品取引 a) 以下を含む輸出取引 1. フィリピンから外国への物品の販売と実際の出荷 2. 非居住者たる輸入業者に対する売上で、その物品が物品の製造、加工、包装のために使用するため、フィリピン国内の輸出業者に出荷されるもの 3. 輸出販売が年間総生産の70%を超える輸出企業への原材料または梱包材の販売 4. 中央銀行 (BSP) への金の販売 5. 「オムニバス投資法」またはその他の特別法により輸出とみなされるその他の売上 6. 国際海運または国際航空運送業務に従事する者への商品、供給品、機器および燃料の販売 b) 外貨建て販売 c) 特別法または国際協定に従ってそれらのものに対する売上が零税率の対象とされているもの	• ~~特別法の下で、別の関税領域とされている登録企業への物品販売、共和国法第9593号に基づく観光インフラ企業誘致庁(TIEZA)である観光事業地域内の登録企業への販売を輸出取引とする~~ [大統領による拒否権行使] • 中央銀行への金の販売は、輸出取引からVAT免税取引へ分類 • Item 6 は、物品、供給品、機器および燃料を国際海運および航空輸送業務に使用することを条件として、輸出販売とする • 納税者のVAT還付申請時から90日以内に還付を行える効果的なVAT還付システムをBIRが構築でき、かつ2017年12月31日時点でペンディングとなっているVAT還付申請が、2019年12月31日までに完全に現金で還付された段階で、Items 2, 3, and 5を輸出売上とはみなさない 外貨建て販売はVATゼロレート取引から除外
サービス売上の範囲	Sec. 108 (A) サービス売上の範囲	発電会社による電力販売、配電業者などによる送電 (電気協同組合を含む) を含む

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
サービス売上のVATゼロレート取引	Sec. 108 (B) VATゼロレートのサービス売上取引 1. 国際海運、国際航空業者に従事する者に対するサービス 2. フィリピンから外国への旅客および貨物の輸送 (航空または海上) 3. 年間総売上の70%以上を輸出している企業のためにする物品の加工、変換、製造に従事する元請または下請け業者の行うサービス提供 4. フィリピン外で事業を行っている業者のための、その後輸出される商品の加工、製造または再梱包で、外貨で支払を受け、BSPのルールに従っているもの	• Item 1は、これらのサービスが専ら国際海運および国際航空輸送業務のためである場合に、VATゼロレートとして認められる • フィリピンから外国への旅客および貨物の輸送に関するゼロレートは、国内航空または船舶にのみ適用 • ~~特別法の下で、別の関税領域とされている登録企業へのサービス提供、共和国法第9593号に基づく観光インフラ企業誘致区庁(TIEZA)である観光事業地域内の登録企業への販売を輸出取引とする~~ [大統領による拒否権行使] • 納税者のVAT還付申請時から90日以内に還付を行える効果的なVAT還付システムをBIRが構築でき、かつ2017年12月31日時点でペンディングとなっているVAT還付申請が、2019年12月31日までに完全に現金で還付された段階で、Items 3, 4を輸出売上とはみなさない

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
VAT免税取引	Sec. 109 (1) VAT免税取引 1. プロフェッショナル専門職がフィリピン国内に持ち込む機材などで、当人の入国の90日前後に国内持ち込まれたもの 2. 低コスト住宅用に使用される不動産の売却、およびPH₱1,500,000 (RR No.16-2011で PH₱1,919,500に調整) 以下の住宅用土地またはPH₱2,500,000 (RR No.16-2011でPH₱3,199,200に調整) 以下の居住用の家屋 3. 月額家賃PH₱10,000 (RR No.16-2011でPH₱12,800に調整) 以下の居住用ユニットの賃貸 4. 国際海運、国際空輸事業を行う者による燃料、物品などの輸入 5. その他の取引で、年間売上高がPH₱1,500,000未満 (RR No.16-2011でPH₱1,919,500に調整) の者が行う取引	• プロフェッショナル機材に関する免税の拡大 (それらが海外に住むフィリピン人、その家族などに帰属する場合でも対象) • 2021年1月1日から、VAT免除は、主に顧客に販売目的、リース目的の不動産の売却には適用されず、社会化住宅用に売却された不動産の売却、ロットおよびその他の居住用住宅の免税取引の上限はPH₱2mに縮小される • item 3に関して、PH₱10,000の上限はPH₱15,000とし、今後はフィリピン統計局によって公表されたCPIを使用して調整しない • 燃料、物品および物資の輸入のVAT免除は、国際海運または国際航空輸送業務に使用される場合にのみ適用される • item 5に関して、VAT免税上限をPH₱3mに増額 • 高齢者および障害者への物品やサービスの販売またはリースに関して免税

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
		• 税法40 (C) (2) に基づく財産の譲渡の免除を追加 • 会費、その他、ホームオーナーズアソシエーション、コンドミニアムコーポレーションが徴収する料金の免税 • 中央銀行への金の販売はVAT免税取引に分類 • 2019年1月1日より、糖尿病、高コレステロールおよび高血圧症に処方された薬物および医薬品の販売は、VAT免税取引に含まれる
控除可能インプットVAT	Sec. 110 (A) (2) (b) 減価償却控除が認められている事業に使用するために購入または輸入された資本財に対するInput VATは、VATを除く取得費用の総額が PHP1mを超える場合、取得月とその後の59カ月にわたって均等に配分することができる	Input VATの償却は、2021年12月31日までは認められる。ただし、その時点で購入または輸入された資本財に未使用の Input VAT を有する納税者は、それが完全に使用されるまでは償却を継続できる。
Input VAT還付が行われる期間	Sec. 112 (C) BIR長官は、納税者が申請書類を提出した日から120日以内に、控除可能な税金の現金還付または税額控除証明書の発行を行わなければならない 税還付請求の全部または一部の否認、またはBIR長官が上に規定された期間内に申請に応じることができなかった場合、納税者は、請求の否認後または120日経過後、税務裁判所 (CTA) に提訴することができる	BIR長官は、納税者が還付申請をサポートする領収書または請求書およびその他の書類を提出した日から90日以内に、税金の払い戻しを行うものとする 還付請求を否認する場合、BIR長官は、否認する法的および事実上の根拠を書面で述べなければならない 還付請求の全部または一部否認の場合、納税者は、請求を否認する決定を受けてから30日以内に、CTAに提訴することができる BIRの職員、従業員が90日間の期間内に申請に応じることができなかった場合、ペナルティが科される

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
VAT 申告および納付	Sec. 114 (A) VAT納付義務を有する全ての者は、各課税対象四半期の終了後25日以内に、VAT申告書を提出する 加えて、VAT登録者は毎月VATを納付するものとする	2023年1月1日より、VATの申告と納付は、課税対象となる各四半期の終了後25日以内に行う
VAT源泉徴収	Sec. 114 (C) 政府、政府機関は、商品およびサービスの購入を支払う前に、その総支払額の5%の税率でVATを差し引いて源泉徴収しなければならない 非居住者であるオーナーに対する賃借料の支払い、不動産または財産権の使用料の支払いについては、支払い時に12%の源泉徴収の対象となる	2021年1月1日より、VAT源泉徴収制度は最終税から控除可能なものに移行する。ODA案件に基づく商品やサービスの購入のための支払いは、VAT源泉徴収税の対象とならない
VAT免税者に関する税		
パーセンテージ税	Sec. 116売上がVATから免除され、VAT登録者でない者は、四半期売上高または四半期受取の総額の3%に相当する税金を支払うものとする	~~2019年1月1日より、自営業者および年間売上・収入がPHP500,000を超えないプロフェッショナル専門職は3%のパーセンテージ税を免除される~~ **[**大統領による拒否権行使**]**
現地証券取引所に上場され取引されている株式 (IPO含む) の処分	Sec. 127 (A) ディーラーによる証券売却以外で、現地証券取引所に上場され、取引されている株式の売買、交換、または処分を行う場合には、売却価格または株式の価値の1%の2分の1が徴収される	税率を1%の10分の6とする
パーセンテージ税の申告と納付	Sec. 128 BIR長官は、その他のパーセンテージ税の納税前払いスキームを含む、申告の時期と納付の方および時期を規定することができる	廃止
物品税		
物品税の課税	Sec. 129 物品税は、国内販売、消費、その他処分のためにフィリピン国内で製造、生産された物品、および輸入品に適用される	物品税は、フィリピン国内で行われるサービスにも適用される

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
たばこ	Sec. 145 (B),(C) 手作業で梱包したたばこの物品税は以下のスケジュールに基づく	たばこ (手作業、機械梱包) の物品税は以下のスケジュールに基づく

Effective 1 Jan. 2013	PHP12/pack
1 Jan. 2014	15/pack
1 Jan. 2015	18/pack
1 Jan. 2016	21/pack
1 Jan. 2017	30/pack

Effective 1 Jan. 2018	PHP32.50/pack
1 Jul. 2018	35/pack
1 Jan. 2020	37.50/pack
1 Jan. 2022	40/pack

機械で梱包されたたばこの物品税は以下のスケジュールに基づく

	Net retail price	
Effective	PHP11.50 and below	More than PHP12.00
1 Jan. 2013	PHP12.00/pack	PHP25.00/pack
1 Jan. 2014	PHP17.00/pack	PHP27.00/pack
1 Jan. 2015	PHP21.00/pack	PHP28.00/pack
1 Jan. 2016	PHP25.00/pack	PHP29.00/pack
1 Jan. 2017	PHP30.00/pack	PHP30.00/pack

税率は2024年1月1日より、財務長官の規定する歳入規則によって、年間4%引き上げる

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
石油製品	Sec. 148 以下の項目に関する物品	

Manufactured Oils and Other Fuels	Excise tax rates
Lubricating oils and greases	PHP4.50 per liter/kg
Processed gas	PHP0.05 per liter
Waxes and petrolatum	PHP3.50 per kg
Denatured alcohol	PHP0.05 per liter
Naphtha, regular gasoline and other similar products of distillation	PHP4.35 per liter
Leaded premium gasoline	PHP5.35 per liter
Aviation turbo jet fuel	PHP3.67 per liter
Kerosene	PHP0.00 per liter
Diesel fuel oil	PHP0.00 per liter
Liquefied Petroleum Gas	PHP0.00 per liter
Asphalt	PHP0.56 per kg
Bunker fuel oil	PHP0.00 per liter

Manufactured Oils and Other Fuels	Effective		
	01 Jan 2018	01 Jan 2019	01 Jan 2020
Lubricating oils (per liter) and greases (per kg)	PHP 8.00	PHP 9.00	PHP 10.00
Processed gas (per liter)	PHP 8.00	PHP 9.00	PHP 10.00
Waxes and petrolatum (per kg)	PHP 8.00	PHP 9.00	PHP 10.00
Denatured alcohol (per liter)	PHP 8.00	PHP 9.00	PHP 10.00
Naphtha, regular gasoline, PYROLYSIS GASOLINE and other similar products of distillation and (per liter)	PHP 7.00	PHP 9.00	PHP 10.00

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963

Manufactured Oils and Other Fuels	Effective		
	01 Jan 2018	01 Jan 2019	01 Jan 2020
UNLEADED premium gasoline (per liter)	PH₱ 7.00	PH₱ 9.00	PH₱ 10.00
Aviation turbo jet fuel, AVIATION GAS (per liter)	PH₱ 4.00	PH₱ 4.00	PH₱ 4.00
Kerosene (per liter)	PH₱ 3.00	PH₱ 4.00	PH₱ 5.00
Diesel fuel oil (per liter)	PH₱ 2.50	PH₱ 4.50	PH₱ 6.00
Liquefied Petroleum Gas (per kg)	PH₱ 1.00	PH₱ 2.00	PH₱ 3.00
Asphalt (per kg)	PH₱ 8.00	PH₱ 9.00	PH₱ 10.00
Bunker fuel oil (per liter)	PH₱ 2.50	PH₱ 4.50	PH₱ 6.00
Petroleum coke (per metric ton)	PH₱ 2.50	PH₱ 4.50	PH₱ 6.00

2018年から2020年の石油製品の増税スケジュールは、予定される増税前の3カ月間のMOPS (Mean of Platts Singapore)に基づくドバイ原油価格が1バレル80米ドル以上に達した場合、増税が凍結される。

燃料のマーキング	既存の規定なし	Sec. 148-A 財務長官は、フィリピンで精製、製造または輸入された石油製品に公式の燃料マーキングまたは同様の技術を使用することを要求し、税金、関税の支払いを受けることができる

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

<table>
<tr><th>Tax particulars</th><th>National Internal Revenue Code of 1997</th><th>R. A. No. 10963</th></tr>
<tr><td>自動車</td><td>Sec. 149 自動車の物品税は以下の通り

<table><tr><th colspan="3">Automobiles</th></tr><tr><th>Over</th><th>Up to</th><th>Excise tax rate</th></tr><tr><td>0</td><td>PHP600,000</td><td>2%</td></tr><tr><td>PHP600,000</td><td>PHP1,100,000</td><td>PHP12,000 + 20% in excess of 600,000</td></tr><tr><td>PHP1,100,000</td><td>PHP2,100,000</td><td>PHP112,000+ 40% in excess of 1,100,000</td></tr><tr><td>PHP2,100,000</td><td></td><td>PHP512,000 + 60% in excess of 2,100,000</td></tr></table>
財務長官が隔年で定める税カテゴリーは、米ドルに対するフィリピンペソの為替レートの変化にペッグする</td><td>修正後は以下の通り

<table><tr><th></th><th>Excise tax rate</th></tr><tr><td>Not over PHP600,000</td><td>4%</td></tr><tr><td>Over PHP600,000 to PHP1m</td><td>10%</td></tr><tr><td>Over PHP1m to PHP4m</td><td>20%</td></tr><tr><td>Over PHP4m</td><td>50%</td></tr></table>
ハイブリッド車は自動車に適用される物品税率の50%の対象となる。純粋な電気自動車およびピックアップは、自動車の物品税を免除される

ジープは自動車とみなされ、ピックアップはトラックとみなされる（つまり、自動車とみなされない）

財務長官による税カテゴリーは削除</td></tr>
<tr><td>必須ではないサービス (On Non-Essential Services)</td><td>既存の規定なし</td><td>Sec. 150-A 美容目的のための手術、美容整形から生じる総受取に対して5%の課税を行う

物品税の免除は以下の通り
• 先天的な欠陥または異常、事故または外傷に起因する人身傷害、または疾患、腫瘍、ウイルスまたは感染の変形により生じる奇形を改善するために必要な措置
• 国民健康保険プログラムの対象となるケースまたは治療</td></tr>
</table>

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

<table>
<tr><th>Tax particulars</th><th>National Internal Revenue Code of 1997</th><th>R. A. No. 10963</th></tr>
<tr><td>加糖飲料</td><td>既存の規定なし</td><td>Sec. 150-B以下のスケジュールに基づいて、甘味飲料に容量1リットル当たりの税金を課す
<table>
<tr><td>カロリー甘味料のみを使用している加糖飲料、およびノンカロリー甘味料のみを使用している加糖飲料、また、上記を混合した甘味料を使用している加糖飲料</td><td>PH₱6.00/liter</td></tr>
<tr><td>高果糖コーンシロップのみ、あるいは高果糖コーンシロップとカロリー甘味料、ノンカロリー甘味料の組み合わせを使用している加糖飲料</td><td>PH₱12.00/liter</td></tr>
<tr><td>ココナッツシュガーのみ、あるいはステビア配糖体のみを使用している加糖飲料</td><td>exempt</td></tr>
</table>
以下の製品はこの規定の下で、物品税課税対象とはならいない
1. 乳製品
2. 100% フルーツジュース
3. 100% 野菜ジュース
4. 食事の代替と医学的に認められた飲料
5. コーヒー、インスタントコーヒー、包装された粉末コーヒー製品</td></tr>
<tr><td>鉱物製品</td><td>Sec. 151
• 石炭、コークスに関してPH₱10/metric ton の物品税
• すべての非金属鉱物および採石場資源の総生産量の実際の市場価値の2%
• 金属鉱物には以下の課税
a) 銅およびその他の金属鉱物 – 1 - 2%;
b) 金、クロマイト – 2%
• 国産石油の 3%</td><td>法律または特別法で付与されているインセンティブに関係なく、国産または輸入石炭およびコークスに対する物品税が引き上げられる
<table>
<tr><td>Effective 1 Jan. 2018</td><td>PH₱50/metric ton</td></tr>
<tr><td>Effective 1 Jan. 2019</td><td>PH₱100/metric ton</td></tr>
<tr><td>Effective 1 Jan. 2020</td><td>PH₱150/metric ton</td></tr>
</table>
• 非金属および金属鉱物に対する物品税 4%
• 国産石油に対する物品税 6%</td></tr>
</table>

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
印紙税規定の修正		
印紙税	Secs. 174-175, 177-182, 186,188-195 DSTは以下の通り	変更後

Original issuance of shares	PH₱1.00 on each 200 of the par value or actual consideration for no-par shares
Sales, agreements to sell, memoranda of sales, deliveries or transfer of shares	PH₱0.75 on each 200 of the par value; or 25% of the DST paid upon original issuance of no-par shares
Certificate of profits or interest in property or accumulations	PH₱0.50 on each 200 of the face value
Bank checks, drafts, certificates of deposit not bearing interest, and other instruments	PH₱1.50 on each instrument
Debt Instruments	PH₱1.00 on each 200 of the issue price
Bills of exchange or drafts	PH₱0.30 on each 200 of the face value
Acceptance of bills of exchange and others	PH₱0.30 on each 200 of the face value
Foreign bills of exchange and letters of credit	PH₱0.30 on each 200 of the face value
Policies of annuities or other instruments	PH₱0.50 on each 200 of premium or installment payment
Pre-need plans	PH₱0.20 on each 200 of the premium or contribution collected
Certificates	PH₱15.00 per certificate
Warehouse receipts	PH₱15.00 per warehouse receipt (valued at 200 or more)
Jai-alai, horse race tickets, lotto, or other authorized number games	PH₱0.10 on every 1.00 cost of the ticket
Bills of lading or receipts	Exempt if bill/receipts not exceeding PH₱100; PH₱1.00 for bill/receipts not exceeding PH₱1,000; or PH₱10.00 for bill/receipts exceeding PH₱1,000
Proxies	PH₱15.00 on each proxy of voting

Original issuance of shares	PH₱2.00 on each 200 of the par value or actual consideration for no-par shares
Sales, agreements to sell, memoranda of sales, deliveries or transfer of shares	PH₱1.50 on each 200 of the par value; or 50% of the DST paid upon original issuance of no-par shares
Certificate of profits or interest in property or accumulations	PH₱1.00 on each 200 of the face value
Bank checks, drafts, certificates of deposit not bearing interest, and other instruments	PH₱3.00 on each instrument
Debt Instruments	PH₱1.50 on each 200 of the issue price
Bills of exchange or drafts	PH₱0.60 on each 200 of the face value
Acceptance of bills of exchange and others	PH₱0.60 on each 200 of the face value
Foreign bills of exchange and letters of credit	PH₱0.60 on each 200 of the face value
Policies of annuities or other instruments	PH₱1.00 on each 200 of premium or installment payment
Pre-need plans	PH₱0.40 on each 200 of the premium or contribution collected
Certificates	PH₱30.00 per certificate
Warehouse receipts	PH₱30.00 per warehouse receipt (valued at PH₱200 or more)
Jai-alai, horse race tickets, lotto, or other authorized number games	PH₱0.20 on every 1.00 cost of the ticket
Bills of lading or receipts	Exempt if bill/receipts not exceeding PH₱100; PH₱2.00 for bill/receipts not exceeding PH₱1,000; or PH₱20.00 for bill/receipts exceeding PH₱1,000
Proxies	PH₱30.00 on each proxy of voting

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963

Powers of attorney	PHP5.00 on each power of attorney; except for acts connected with claims due to/from the government
Leases and other hiring agreements	PHP3.00 for the first PHP2,000 + PHP1.00 for every PHP1,000 thereafter
Mortgages, pledges, and deeds of trust	PHP20.00 for the first PHP5,000 + PHP10.00 on every PHP5,000 thereafter

Powers of attorney	PHP10.00 on each power of attorney; except acts connected with claims due to/from the government
Leases and other hiring agreements	PHP6.00 for the first PHP2,000 + PHP2.00 for every PHP1,000 thereafter
Mortgages, pledges, and deeds of trust	PHP40.00 for the first PHP5,000 + PHP20.00 on every PHP5,000 thereafter

Sec. 183 保険、その他の金融商品には以下のDSTが適用

Does not exceed PHP100,000	Exempt
Exceeds PHP100,000 but does not exceed PHP300,000	PHP10
Exceeds PHP300,000 but does not exceed PHP500,000	PHP25
Exceeds PHP500,000 but does not exceed PHP750,000	PHP50
Exceeds PHP750,000 but does not exceed PHP1m	PHP75
Exceeds PHP1m	PHP100

生命保険のDSTは以下のように上昇

Does not exceed PHP100,000	Exempt
Exceeds PHP100,000 but does not exceed PHP300,000	PHP20
Exceeds PHP300,000 but does not exceed PHP500,000	PHP50
Exceeds PHP500,000 but does not exceed PHP750,000	PHP100
Exceeds PHP750,000 but does not exceed PHP1m	PHP150
Exceeds PHP1m	PHP200

Sec. 196 DSTは、不動産の売却と譲渡で対象となる

DSTは、不動産の売却と譲渡、贈与で対象となる。贈与税の対象から免除された移転はDSTから免除される

Sec. 197 用船その他には以下のDSTが適用

Registered tonnage	DST rate
Does not exceed 1,000 tons	PHP500 + an additional tax of PHP50 for each month or fraction of a month in excess of 6 months.
Exceeds 1,000 tons and does not exceed 10,000 tons	PHP1, 000 + an additional tax of PHP100 for each month or fraction of a month in excess of 6 months.
Exceeds 10,000 tons	PHP1, 500 + an additional tax of PHP150 for each month or fraction of a month in excess of 6 months.

用船その他には以下のDSTが適用

Registered tonnage	DST rate
Does not exceed 1,000 tons	PHP1,000 + an additional tax of PHP100 for each month or fraction of a month in excess of 6 months.
Exceeds 1,000 tons and does not exceed 10,000 tons	PHP2,000 + an additional tax of PHP200 for each month or fraction of a month in excess of 6 months.
Exceeds 10,000 tons	PHP3,000 + an additional tax of PHP300 for each month or fraction of a month in excess of 6 months.

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
コンプライアンス要件について		
会計帳簿の保管	Sec. 232法律によって内国歳入税の納付が要求される者は、仕訳帳と元帳または同等のものを保管しなければならない 四半期ごとの売上、収益、受取、または生産額がPH₱50,000を超えないものは、簡略化された帳簿記録を保持するものとする 四半期ごとの売上、収益、受取、または生産額がPH₱150,000を超える帳簿は、CPAによって監査されなければならない	法律で内国歳入税の納付が要求される者は、適切な帳簿記録を保持し、使用するものとする 年間売上、収益、受取、または生産額がPH₱3mを超える帳簿は、CPAによって監査されなければならない
納税者登録要件	Sec. 236 (A) 納税者登録には、納税者の氏名、様式、居住地、事業その他の情報が必要となる	追加の規定: BIR長官は、自営業者および／または専門家の事業登録および税務コンプライアンス要件を簡素化する
	Sec. 236 (G) VAT登録が必要な者は次の通り: • VAT免除対象外のものを除き、過去12カ月の総売上高または受取がPH₱1,500,000を超えている • VAT免除対象外のものを除き、今後12カ月間の総売上高または受取がPHP1,500,000を超える合理的な理由がある	付加価値税の登録が必要な者は次の通り • VAT免除対象外のものを除き、過去12カ月の総売上高または受取がPH₱3mを超えている • VAT免除対象外のものを除き、今後12カ月間の総売上高または受取がPH₱3mを超える合理的な理由がある
	Sec. 236 (H) VAT免除者がVAT登録を選択した場合、その後3年間は登録を取り消すことができない	追加の規定: 所得税率テーブル適用の代わりに総売上高または受取の8%の税金を支払うことを選択した者は、付加価値税の登録オプションを利用できない
領収書または請求書の発行	Sec. 237 (A) 内国歳入税の対象となるすべての者は、PH₱25以上の商品の販売および移転、サービスについて、登録され、複写で作成された領収書、または請求書を発行する	内国歳入税の対象となるすべての者は、PH₱100以上の商品の販売および移転、サービスについて、登録され、複写で作成された領収書、または請求書を発行する

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
		追加の規定: • 本法律の施行から5年以内、かつ必要データを保管し処理するシステムが確立した段階で、物品およびサービスの輸出、電子商取引に関わる納税者、かつ大規模納税者サービスの管轄下にある納税者は、マニュアルによる領収書や、請求書の代わりに電子領収書、請求書を発行することが求められる • 電子領収書、請求書の発行が要求されない納税者も、電子領収書、請求書を選択することができる • デジタル記録は、事業所に3年間保管する必要がある
	既存の規定なし	Sec. 237-A. 同法の施行から5年以内、かつ必要なデータを保管し処理するシステムが確立した段階で、大規模な納税者サービスの管轄下にある商品やサービスの輸出に従事する納税者は、電子販売システムを使用してBIRにデータを送信することが求められる 機械、デバイス、記憶装置は納税者の負担とする 販売データおよび購入データのデータ処理は、共和国法第10173号、データプライバシー法、税法に基づく納税者情報の違法な漏洩、および情報の機密性に関するその他の法律の規定に従うものとする サイバー環境、組織、データを保護するための方針、リスク管理アプローチ、行動、訓練、技術は、共和国法第10175号、サイバー犯罪防止法に準拠して確立されるものとする

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
その他の規定		
利息	Sec. 249未払の税金について年間20%の利息が課せられる 不足金利は、支払期日からその全額を支払うまでの期間で計算され、回収されるものとする	延滞利息の利率は、BSPが定める明示的な規定がない場合、法定金利の2倍とする。延滞利息と滞納利息は、いかなる場合にも同時に課されないものとする
ペナルティに関する規定	Sec. 254脱税の場合、PH₱30,000以上PH₱100,000以下の罰金、2年以上4年以下の懲役	罰金をPHP500,000以上PH₱10m以下とし、6年以上10年以下の懲役にする
	Sec. 264 以下の場合、PH₱1,000以上PH₱50,000以下の罰金、2年以上4年以下の懲役 • BIRからの許可を得ない領収書または請求書の印刷 • 請求書または領収書の二重または複数のセットの印刷 • 名前、ビジネススタイル、納税者識別番号、個人または団体の事業所の住所が記載されていない、	罰金をPH₱500,000以上PH₱10m以下とし、6年以上10年以下の懲役にする 不正な領収書の印刷も犯罪リストに含める
	Cash Register Machine (CRM) マシン／Point of Sales System (POS) マシンに入力されたデータをBIRの電子営業報告システムに送信できなかった場合、既存のペナルティ規定はなし	Sec. 264-A 不可抗力、または納税者のコントロール外の原因である場合を除き、日毎の違反に対して、現在の課税年度に先立つ2年の監査済み財務諸表に反映された年間純利益の1%の10分の1の違約金、もしくはPH₱10,000のいずれか高い金額が課せられる 違反日数の合計が一課税年度内に180日を超える場合、納税者の永久閉鎖 (Permanent Closure) の追加ペナルティが科せられる
	売上隠蔽装置の購入、使用、所有、販売またはオファー (割賦、譲渡、更新、アップグレード) に関する既存の罰則規定は存在しない	Sec. 264-B罰金をPH₱500,000以上PH₱10m以下とし、2年以上4年以下の懲役にする PH₱50mを超える電子売上記録の累積的隠蔽は、経済的妨害とみなされ、最大処罰で罰せられるものとする

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
	Sec. 269 政府の執行オフィサーによる違反	税法Section 112に規定された期間内のVAT払い戻し申請の意図的な不履行をリストに追加

Earmarking of incremental revenues	Sec. 288 増分税収の処分	TRAINによる増分税収は施行から5年間、以下に充当される
		• インフラストラクチャ・プロジェクト (例えば、大量輸送や新道路網、軍事インフラ、公立学校のスポーツ施設、飲料水供給など) には70%
		• 30%以上
		  • サトウキビ産業を支援するプログラム
		  • 社会的緩和策と教育、保健、社会保障、その他の住宅への投資
		  • 社会福祉、および福利厚生プログラム
		• ~~たばこ税の増収分は共和国法第7171号Sec. 3、共和国法第8240号Sec. 8に利用される~~ [大統領による拒否権行使]

Repealing Clauses		特定の法律の規定が廃止

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

付録 III – 企業復興税優遇法(CREATE) – 税制改革第2弾 (2021年4月11日発効)

6

2021年3月26日、ドゥテルテ大統領の署名により、企業復興税優遇法 (CREATE - Corporate Recovery and Tax Incentives for Enterprises Act) が成立しました。ドゥテルテ政権の下で、1997年以来20年ぶりの包括的税制改革が行われていますが、CREATEはその第2弾に位置付けられます。法人税率の大幅な引き下げと優遇税制の合理化を2本柱とする税制改革第2弾の議論は2017年の末頃に始まり、これまでTRAIN 2、TRABAHO、CITIRAなど度々名称を変えて国会での審議が続いてきましたが、約3年強の年月を経て、CREATE (共和国法第11534号) が成立したものです。

CREATEは、投資を誘致する税制を導入することで、生産性の向上、雇用創出、全体的な経済成長、財政の安定につなげることをその目的としています。

a. 税率を引き下げると同時に課税の範囲を拡大し、税の歪みを減らすことで、法人税制度の公平性と効率を改善する

b. パフォーマンスに基づき、対象を定め、期限付きで透明性があり、かつ競争力のある優遇税制を構築する

c. COVID-19パンデミックからの回復において、企業を支援し、国力を高める

d. より公平な優遇税制を構築し、包括的な成長と雇用の創出を可能にし、特に開発が遅れている地域における優遇税制へのアクセスを容易にする

なお、CREATE (共和国法第11534号) は、官報または新聞への掲載後、15日後に発効します。CREATEは2021年3月27日にBusiness Mirror紙に掲載されており、2021年4月11日が発効日となります。

以下、CREATE成立に伴う税法の変更点の全てを網羅的に記載するものではありませんが、法人税制に係る主な変更点と優遇税制に関する主要な新規定を日本語で記載しています (情報の完全性・正確性を保証するものではありませんので、適宜、CREATEの原文を参照して頂きますようお願い致します)。

CREATEにおける法人税関連税制の主な改正内容と留意点

法人税関連の主な改正点を以下にまとめています。なお、PEZA登録支店の利益送金税の免税インセンティブと選択的標準控除制度 (OSD-Optional Standard Deduction) は、これまでの税制改革第2弾の議論の中で優遇廃止あるいは縮小の検討がされていましたが、CREATEではインセンティブが維持される内容となっており、参考情報として以下に含めています。また、新税制の導入に伴う具体的な対応方法については、今後BIRから随時歳入規則および通達が公表されるものと考えられます。

- 内国法人、居住外国法人の法人所得税率は、2020年7月1日から25%とする。ただし、内国法人の課税所得が500万フィリピンペソ以下かつ総資産 (オフィスや工場が立地する土地を除く) が1億フィリピンペソ以下の条件を満たす場合、2020年7月1日から法人所得税率を20%とする。また、非居住外国法人の法人所得税率は2021年1月1日から25%とする。
- 内国法人が海外法人から受領する配当は、一定の条件を満たした場合には非課税となる。
- PEZA登録支店の利益送金税免税のインセンティブはCREATEでも変更なく、維持される内容となっている。
- 2022年1月1日から多国籍企業のROHQ (地域経営統括本部) に与えられている法人税の優遇税率 (10%) は廃止され、通常税率 (25%) が適用される。
- 2020年7月1日から2023年6月30日までの間：
  - 私立の教育機関および病院の法人所得税率を1%とする。
  - 内国法人および居住外国法人の最低法人税率を総所得の1%とする (従来は2%)。
  - 売上に対するVATから免除され (年間売上300万フィリピンペソ未満)、かつVAT登録者でない者は、四半期売上高または四半期受取の総額1% (従来は3%) に相当するパーセンテージタックスを支払う。
- 拡大外国通貨預金制度に基づく銀行からの受取利息収入は、15%の最終所得税の対象となる。
- 証券取引所で取引されていない株式の居住外国法人／非居住外国法人による売却、交換、その他の処分から生じる譲渡益に対して、一律15%のキャ

ピタルゲイン税が適用される (従来の税率は譲渡益の金額に応じて5%または10%)。

- 不当留保金課税制度 (IAET) の廃止
- 企業の研修生 (トレーニー) のスキル開発のために発生した労働訓練費用 (公立高等学校、公立高等教育機関、公立技術職業教育機関に在籍し、労働法で定める養成訓練契約に該当するもの) について1/2の追加控除を認める。ただし、条件として、企業は教育省 (DEPED) 、労働雇用省技術教育技能開発庁 (TESDA) や高等教育委員会 (CHED) から証明書を取得する必要があり、また当該追加控除は直接人件費の10%を超えることができない。
- 課税年度中に支払いまたは計上した金利の額は、総所得から控除することができる。ただし、分離課税の対象となる利息収入がある場合には、当該収入に20%を乗じた金額相当額を減じた金額を限度として、支払い利息を損金算入することができる
- 内国歳入法第40条 (C)(2) における「資産の交換」において、免税 (タックスフリーエクスチェンジ) となる対象範囲の拡大。また、免税処理を行うにあたって、従来とは異なり、BIRへの事前確認またはBIRルーリングの取得は求められない。
- 財務省は少なくとも3年に1回、控除可能源泉税に関する規則とプロセスを検討し、レビューした結果、既存の規則、プロセスが納税者に悪影響を及ぼし、重大な影響を与えていると判明した場合、BIRにその規則を変更するよう指示する。
- 選択的標準控除制度 (OSD) はCREATEでも変更なし

CREATE (共和国法第11534号)－優遇税制に関する主なポイントまとめ

<table>
<tr><td>法人所得税インセンティブ</td><td>既存プロジェクト
既存プロジェクトの移行期間は以下のように規定されている
<table><tr><td>(1) ITH (法人税免税) のみのインセンティブが与えられているケース</td><td>プロジェクト登録時の条件に基づいて、残りの期間ITHインセンティブを継続して享受できる</td></tr><tr><td>(2) ITHと特別税率 (5%GIT) のインセンティブが与えられ、CREATE発効前にITHを享受しているケース</td><td>今後10年間は5%GITのインセンティブを享受することができる</td></tr><tr><td>(3) CREATE 発効前に5% GIT のインセンティブを享受しているケース</td><td>今後10年間は5%GITインセンティブを享受することができる</td></tr></table>なお、10年の移行期間経過後の再申請オプション (Option to reapply) は大統領の拒否権の対象とはなっていないが、一方で、その後の延長オプション (一回限り) については拒否されている。移行期間経過後の取り扱いについては明確化が必要と思われる

新規プロジェクト
• 輸出型企業は、戦略的投資優先計画 (SIPP)に該当するアクティビティについて、「法人税免税 (ITH) + 特別税率 (SCIT)」あるいは「法人税免税 (ITH) + 追加控除 (Enhanced Deduction) 」インセンティブのいずれかを受けることができる (なお、国内市場企業の場合は後者のインセンティブのみ享受可能)。
• 輸出型企業のITHの享受期間は事業カテゴリーや立地にもよるが4年から7年、その後の特別税率期間 (総所得の5%) または追加控除期間は10年である (よって、インセンティブの享受可能期間の合計は最長で17年となる)。</td></tr>
<tr><td>VAT (付加価値税) インセンティブ</td><td>• 登録企業が、登録事業のために直接的、かつ限定的に使用する物品およびサービスの輸入については輸入VATが免除となり、また同様のケースでの国内購入についてはVATゼロの取り扱いとなる。
• 既存プロジェクトの移行期間後のVATの取り扱いがCREATEでは不明</td></tr>
</table>

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第11534号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

関税インセンティブ	• 資本設備、原材料、スペアパーツ、付属品で、登録事業のために直接かつ限定して使用されるものは輸入関税を免除する。ただし、以下の条件を満たす必要がある。 - 当該物品が、フィリピン国内で、十分な量、適正なクオリティ、リーズナブルな価格で入手できない場合 - 関税免除を受けるためには、輸入前にIPAによる事前承認が必要 • 資本設備を一部登録外事業のために使用することも許されるが、その場合には事前にIPAからの承認が必要となり、また登録外事業における使用割合に応じて税金 (輸入VAT、関税) を納める必要がある。 • 輸入時から5年以内に資本設備などを売却、移転、処分する場合はIPAの事前承認をとる必要があり、また、輸入時に納めなかった関税を支払う必要がある。 • VATと同様、既存プロジェクトの移行期間後の関税の取り扱いがCREATEでは不明
地方税 (地方事業税・固定資産税) インセンティブ	• SIPPに基づく新規登録事業について、仮に「ITH+SCIT」のオプションを選択した場合、特別税率期間中の特別税率 (総所得の5%) は全ての国税・地方税に代わるとされているため、この期間については別途地方税（地方事業税・固定資産税など）を納める必要はない。 • 一方で、「ITH」期間中、あるいは登録企業が「追加控除 (ED) 」のオプションを選択した場合の地方税の取り扱いがCREATEには明記されていないため、別途課せられるものと考えられる。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第11534号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

CREATE の概要 (法人税法に関連する改正と優遇税制の合理化)

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997 (従来ルール)	CREATE (RA No. 11534)
法人の定義		
法人の定義	Sec. 22 (B)「法人」という用語には、設立または組織の如何を問わず、パートナーシップ、株式会社、共同アカウント、組合、または保険会社が含まれるが、General Professional Partnerships、および政府とのサービス契約に基づく運営コンソーシアム契約に基づいて建設プロジェクトを請け負うこと、または石油、石炭、地熱、その他のエネルギー事業に従事することを目的として設立されたジョイントベンチャーまたはコンソーシアムは含まれない。General Professional Partnershipsとは、共通の専門的職業を行うことを唯一の目的として個人が設立したパートナーシップであり、その利益は、商取引や事業に従事することから得られるものではない。	• 「法人」の定義に “One Person Corporations (一人会社)” が追加された
内国法人の所得税		
フィリピン内国法人の法人所得税率	Sec. 27 (A) 内国法人は、フィリピン国内およびフィリピン国外で得た所得に対して30%の法人所得税が課せられる (2009年1月1日以降) 会計年度を採用している企業の場合、課税所得は販売、仕入れ、その他取引が発生する特定の日付に関係なく計算されるものとする。会計年度の所得と費用は期間中の各月で等しく発生したものとみなす 法人所得税率は、会計年度の新しい税率の対象となる月数に、その期間の法人の課税所得を掛け、12で割った値に適用される	• 内国法人の法人所得税率は、2020年7月1日から25%とする • ただし、課税所得が500万フィリピンペソ以下かつ総資産 (オフィスや工場が立地する土地を除く) が1億フィリピンペソ以下の内国法人の法人所得税率は20%とする • 会計年度を採用している企業の場合、課税所得は販売、仕入れ、その他取引が発生する特定の日付に関係なく計算されるものとする。会計年度の所得と費用は期間中の各月で等しく発生したものとみなす • 法人所得税率は、会計年度の新しい税率の対象となる月数に、その期間の法人の課税所得を掛け、12で割った値に適用される
私立教育機関および病院	Sec. 27 (B) 非営利の私立教育機関および病院は課税所得に対して10%の税が課せられる	• 2020年7月1日から2023年6月30日の期間においては、税率を1%とする

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第11534号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997 (従来ルール)	CREATE (RA No. 11534)
フィリピン内国法人が受け取る配当	Sec. 27 (D)(4) 内国法人がその他の内国法人から受領した配当は非課税とする	• 内国法人がその他の内国法人から受領した配当は非課税とする • 海外法人から受領した配当は、一定の条件を満たした場合に非課税となる。 - フィリピンに送金された配当が、配当受領の翌課税年度中にフィリピン国内の事業に投資されること (投資は運転資本、資本的支出、配当支払、国内子会社への投資、インフラプロジェクトに限定される) - また、内国法人が保有する海外株式について配当金の分配時までに、発行済み株式の少なくとも20%の株式を直接的に2年保有していることを条件とする
フィリピン内国法人の最低法人税	Sec. 27 (E) (1) 事業開始後4年目以降、当該課税年度の最低法人税額が通常の法人税率で算出された税額を超過する場合、総所得に対して2%の最低法人税を課す	• 内国法人の最低法人税は、2020年7月1日から2023年6月30日の期間において総所得の1%とする
居住外国法人の所得税		
居住外国法人の法人所得税率	Sec. 28 (A) (1) 居住外国法人は、フィリピン国内源泉所得に対して、30%の法人所得税率が課せられる (2009年1月1日以降)	• 居住外国法人の法人所得税率は、2020年7月1日から25%とする
居住外国法人の最低法人税	Sec. 28 (A) (2) 事業開始後4年目以降、当該課税年度の最低法人税額が通常の法人税率で算出された税額を超過する場合、総所得に対して2%の最低法人税を課す	• 居住外国法人の最低法人税は、2020年7月1日から2023年6月30日の期間において総所得の1%とする
特定の居住外国法人に対する法人所得税率	Sec. 28 (A)(4) および (A)(5)(B) 以下に該当する居住外国法人に対しては10%の法人所得税率が課せられる • オフショア・バンキングユニット (OBU) • 地域経営統括本部 (ROHQ)	• OBUの優遇税率は廃止 • 2022年1月1日から多国籍企業のROHQに与えられている法人税の優遇税率 (10%) は廃止され、通常税率が適用される

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第11534号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997 (従来ルール)	CREATE (RA No. 11534)
居住外国法人の支店利益送金税	Sec. 28 (A)(5) 支店から本店への利益送金は15%の課税対象となる (ただし、PEZA登録されているアクティビティについては免税)	• 変更なし (PEZA登録支店の利益送金税は免税)
居住外国法人のパッシブ所得	Sec. 28 (A) (7) (a) 拡大外国通貨預金制度に基づく銀行からの受取利息収入は、7.5%の最終所得税の対象となる	• 拡大外国通貨預金制度に基づく銀行からの受取利息収入は、15%の最終所得税の対象となる
居住外国法人の非上場株式の売却によるキャピタルゲイン税	Sec. 28 (A) (7) (c) 証券取引所で取引されていない株式の売却、交換、その他の処分に関して、譲渡益の最初のPH₱100,000まで5%のキャピタルゲイン税、PH₱100,000を超えた部分に関しては10%のキャピタルゲイン税が課せられる	• 証券取引所で取引されていない株式の売却、交換、その他の処分から生じる譲渡益に対して、一律15%のキャピタルゲイン税が適用される
非居住外国法人の所得税		
非居住外国法人の法人所得税率	Sec. 28 (B)(1) 非居住外国法人は、フィリピン国内源泉所得に対して、30%の法人所得税率が課せられる	• 非居住外国法人の法人所得税率は、2021年1月1日から25%とする (事業所得、配当、ロイヤリティなどを含む全てのフィリピン国内源泉所得が対象)
非居住外国法人の非上場株式の売却によるキャピタルゲイン	Sec. 28 (B) (5) (c) 証券取引所で取引されていない株式の売却、交換、その他の処分に関して、譲渡益の最初のPH₱100,000まで5%のキャピタルゲイン税、PH₱100,000を超えた部分に関しては10%のキャピタルゲイン税が課せられる	• 証券取引所で取引されていない株式の売却、交換、その他の処分から生じる譲渡益に対して、一律15%のキャピタルゲイン税が適用される
不当留保金課税制度		
不当留保金課税	Sec. 29 各各企業の各課税年度の不当留保金に対して、10%の不当留保金税を課す	• 不当留保金課税制度は廃止

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第11534号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997 (従来ルール)	CREATE (RA No. 11534)
所得からの控除項目		
所得からの控除	従来なし	• Sec. 34 (A)(1)(a)(v) [追加] 企業の研修生のスキル開発のために発生した労働訓練費用 (公立高等学校、公立高等教育機関、公立技術職業教育機関に在籍し、労働法で定める養成訓練契約に該当するもの)について1/2の追加控除。また条件として、企業は教育省 (DEPED)、もしくは労働雇用省技術教育技能開発庁 (TESDA) や高等教育委員会 (CHED) から証明を取得する必要があるほか、当該追加控除は直接人件費の10%を超えることは出来ない
利息の損金算入限度額	Sec. 34 (B)(1) 課税年度中に支払いまたは計上した金利の額は、総所得から控除することができる。ただし、分離課税の対象となる利息収入がある場合には、当該収入に33%を乗じた金額相当額を減じた金額を限度として、支払い利息を損金算入することができる	• 課税年度中に支払いまたは計上した金利の額は、総所得から控除することができる。ただし、分離課税の対象となる利息収入がある場合には、当該収入に20%を乗じた金額相当額を減じた金額を限度として、支払い利息を損金算入することができる • 将来、所得税率が調整される場合は、支払い利息の減額率もあわせて調整される
選択的標準控除 (Optional Standard Deduction)	Sec. 34 (L) OSD (選択的標準控除) について • 非居住外国人を除く個人は、総売上／受取額 (gross sales or gross receipts) の40%を超えない額での標準控除を選択することができる • 総所得 (gross income) の40%を超えない額での標準控除を選択できる (内国法人、居住外国法人)	• 変更なし

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第11534号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997 (従来ルール)	CREATE (RA No. 11534)
タックスフリーエクスチェンジ		
タックスフリーエクスチェンジ (免税となる資産の交換)	Sec. 40 (C) (2) 資産の交換 – 例外 以下の吸収合併または新設合併計画に従った場合は利益および損失を認識しない A. 吸収合併または新設合併の当事者である法人が資産をその吸収合併または新設合併の当事者である法人の株式のみと交換する場合 B. 株主が吸収合併または新設合併の当事者である法人の株式をその吸収合併または新設合併の当事者である他の法人の株式のみと交換する場合 C. 吸収合併または新設合併の当事者である法人の証券所有者が当該法人に対する証券をその吸収合併または新設合併の当事者である他の法人の株式または証券のみと交換する場合 資産が個人から法人へ、当該法人の株式または持ち分と交換に譲渡され、その交換の結果、上記の個人が自分自身で、または4人を超えない他の個人とで上記の法人の支配権を握ることになった場合にも利益または損失を認識しない。なお役務の提供に対して発行された株式は、資産の対価として発行されたものとは見なされない	• 会社が組織再編の当事者であり、資産を組織再編の別の当事者である別の会社の株式または証券のみを対象として交換する場合、会社またはその株式、証券で利益または損失を認識しない • 組織再編は以下のように定義される A. 吸収合併または新設合併の当事者である法人が資産をその吸収合併または新設合併の当事者である法人の株式のみと交換する場合 B. 買収会社の議決権株式の全部または一部と交換、または買収会社の支配下にある会社の議決権株式の全部または一部と交換によって他の会社の株式を取得する場合 (買収の直前に支配権を持っていたかに関わらず、買収の直後に買収する会社がその他の会社の支配権を持つ場合) C. 買収会社の議決権株式の全部または一部と交換、または買収会社の支配下にある会社の議決権株式の全部または一部と交換によって他の会社の実質的に全ての財産を取得する場合 D. 資本の再構成 (Recapitalization) - 会社の株式、債権について、株主、債権者の合意のもと、金額、優先順位などが再調整されるもの E. 再法人化 (Reincorporation) - 新しいCharterの下で、存続する同じ資産、同じ株主による同じビジネスの形成

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第11534号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997 (従来ルール)	CREATE (RA No. 11534)
		• 資産が個人、または4人を超えない他の個人から法人へ、当該法人の株式または持分と交換に譲渡され、その交換の結果、上記の法人の支配権を握る、もしくは支配権を維持することになった場合にも利益または損失を認識しない。なお、役務の提供に対して発行された株式は、資産の対価として発行されたものとは見なされない • 当セクションに該当する株式と交換する資産の売却、交換はVATの対象とはならない • 上述の事例において、非課税処理を行うためにBIRからの事前ルーリングの取得は必要とされない
支配の定義	Sec. 40 (C) (6) (c)当セクションで使用している“支配”の定義は、議決権のある全ての株式の少なくとも51%を所有することとする	• “支配”とは、資産の譲渡後に、議決権のある全ての株式の少なくとも51%を所有することを指す • 支配の存在を判断する際には、個々の所有ではなく、集合的な所有を考慮する
源泉徴収	従来なし	• Sec. 57 [追加] 財務省は少なくとも3年に1回、控除可能源泉税に関する規則とプロセスを検討し、レビューした結果、既存の規則、プロセスが納税者に悪影響を及ぼし、重大な影響を与えていると判明した場合、BIRにその規則を変更するよう指示する

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第11534号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997 (従来ルール)	CREATE (RA No. 11534)
VAT免税取引	Sec. 109 (1)(P)(R)(BB) VAT免税取引 1. 低コスト住宅用に使用される不動産の売却、およびPH₱1,500,000以下の住宅用土地またはPH₱2,500,000以下の居住用の家屋 2. 書籍および固定価格で定期購読される有料広告の発行に専念していない新聞、雑誌などの販売、輸入、印刷、出版	• ~~低コスト住宅用に使用される不動産の売却、およびPHP2,500,000以下の住宅用土地またはPHP4,200,000以下の居住用の家屋(2024年1月1日以降、3年に1度、上記金額は消費者物価指数を基に調整される)~~ (大統領による拒否権行使) • 書籍および有料広告の発行に専念していない新聞、雑誌、ジャーナル、デジタル形式を含む教育、科学、文化資料のユネスコ協定の対象となる教育用書籍の販売、輸入、印刷、出版 • 2021年1月1日から2023年12月31日まで以下の販売または輸入 - COVID-19防止用の個人用保護具製造のための資本設備およびスペアパーツ、原料 - COVID-19のための薬、ワクチン、医療機器 - 臨床試験で使用するためにFDAから承認されたCOVID-19用の医薬品（原料含む） - 上記は、BIRおよびBOCの事後調査の対象となる
VAT免税者に関する税	Sec. 116 売上がVATから免除され、VAT登録者でない者は (年間売上300万フィリピンペソ未満)、四半期売上高または四半期受取の総額3%に相当する税金 (パーセンテージタックス) を支払うものとする	• 売上がVATから免除され、VAT登録者でない者は (年間売上300万フィリピンペソ未満)、四半期売上高または四半期受取の総額3%に相当する税金を支払うものとする。2020年7月1日から2023年6月30日までの期間において税率を1%とする

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第11534号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997 (従来ルール)	CREATE (RA No. 11534)
誤って支払った税に関する還付	Sec. 204 (C) 従来は還付の期間に関する規定なし	• ~~BIR長官は、納税者が全ての必要書類を提出し、還付申請を受理してから90日以内に還付を行う。還付申請を否認する場合には、その理由を書面で納税者に通知する~~ ~~還付申請が否認された場合、納税者は否認通知を受けた日から30日以内にCTAへ提訴が可能~~ (大統領による拒否権行使)

New Title XIII (Tax Incentives) under CREATE (RA No.11534)

優遇税制に関する一般条項	
優遇税制に関連する対象範囲 (Title XIII)	Sec. 291 • 優遇税制に関する条項 (税法の第13編)は、税法または関連法律に定義されている既存のすべての投資促進機関 (IPA)を対象に含める • 税法で修正された範囲を除き、IPAは特別法の下でその機能と権限を維持する
インセンティブを付与する権限	Sec. 292 • 財政インセンティブ審査委員会 (FIRB)、もしくはIPA (FIRBから権限移譲された場合) は、登録事業者 (RBE) の戦略的投資優先計画 (SIPP) に基づいて登録されたプロジェクトに対してインセンティブを与える
用語の定義	Sec. 293 インセンティブのセクションで使われる特定の用語は、法律 (CREATE) の下で定義される (下記では、重要な用語のみ記載) • (D) "Domestic market enterprise" ー 輸出型企業以外で、IPAに登録されている企業 • (E) "Export enterprise" ー 製造、組立、加工などの製造業、もしくはITやビジネスアウトソーシングなどのサービス業で、IPAに登録している個人、パートナーシップ、外国法人のフィリピン支店、その他のフィリピンの法律に基づいて設立された法人。また、総生産または総アウトプットの少なくとも70%を直接輸出するか、最終的な製品輸出を行う別の輸出型企業に販売することが必要 • ~~(G) "Investment capital" ー 登録プロジェクトのために使用されるフィリピン通貨で示された投資の価値(土地、運転資本は除く)。ただし、不動産開発プロジェクトの場合には土地をInvestment capitalに含める。また、土地改良、建物、借地改良、機械設備、その他の有形固定資産はInvestment capitalに含む~~ (大統領による拒否権行使)

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第11534号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

インセンティブ (税制優遇措置)	
法人所得税インセンティブ	Sec. 294-296 • インセンティブは、(a) ITH + (b) 特別税率、もしくは (a) ITH + (c) 追加控除が与えられる - ITH (Income Tax Holiday－法人所得税免税) - 特別税率 (5%総所得課税、全ての国税、地方税に代わる) – 輸出型企業、~~国内市場向け企業 (かつ最低5億ペソ投資)~~、~~SIPPでCriticalにカテゴリーされるアクティビティに登録する国内市場向け企業 (SIPPのCriticalとは、NEDAが国家発展のために定めたインダストリー)経済区およびFreeport Zoneの外に立地する登録企業が、国に対して総所得の3%を納め、一方で地方政府に対して2%を納付するという提案~~ **(**大統領による拒否権行使**)** - 追加控除 – 輸出型企業、国内市場向け企業、~~SIPPでCriticalにカテゴリーされるアクティビティに登録する国内市場向け企業~~ ■ 登録事業の生産およびサービスのために取得した資産の減価償却費控除額 (建物の10%、機械・設備の20%) ■ 直接労働コストの50%追加控除 (間接部門のコストは含まない) ■ 課税年度に発生した登録プロジェクトに関するR&D費用の100%追加控除 (R&D費用は登録プロジェクトに関するもので、フィリピン人従業員の給与、国内のR&D機関への支払に限定) ■ 登録プロジェクトに直接関わるフィリピン人従業員のトレーニング費用の100%追加控除 (IPAの承認が必要) ■ 課税年度に発生した登録プロジェクトに関わる国内投入費用 (Domestic Input Expense) について50%の追加控除 ■ 課税年度に発生した登録プロジェクトに関わる電気代の50%の追加控除 ■ SIPPに記載されている活動のいずれかに再投資された剰余金の額の50%に相当する額の控除。控除は、再投資の時点から5年間可能 ■ 商業生産開始後3年以内に発生した欠損金は、発生の翌事業年度以降5年間の繰り越しが可能

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第11534号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

- 輸出型企業、~~SIPPでCriticalにカテゴリーされるアクティビティに登録する国内市場向け企業~~ – 4-7年のITH + 10年の特別税率or 10年の追加控除
- 国内向け企業 ~~(かつ、SIPPでCriticalにカテゴリーされないもの)~~ に関しては、4-7年のITH + ~~5年の特別税率 or~~ 5年の追加控除 ~~(特別税率を選択するには最低5億ペソの投資が必要)~~ **(大統領による拒否権行使)**

- ~~CREATE発効前における既存の登録プロジェクトについては、SIPPで定められる基準や条件を満たすことを前提に、所定の期間、インセンティブを享受することができる~~ **(大統領による拒否権行使)**
- CREATE 発効前における輸出型企業の既存の登録プロジェクトについては、移行期間終了後 (e.g. 5%GITの移行期間10年) 、インセンティブを再申請するオプションが与えられ、その場合はSEC.294 (B) に定められるインセンティブ (特別税率) を享受することができる。~~更に、SIPPで定められる基準や条件を満たし、FIRBのパフォーマンスレビューの要件を満たせば、一度限り、10年を超えない範囲で一定期間延長されうる~~ **(大統領による拒否権行使)**
- 輸出型企業 ~~Criticalにカテゴリーされる国内市場向け企業~~

地域	Tier 1	Tier 2	Tier 3
NCR (マニラ首都圏)	4year ITH+10year SCIT or ED Total 14years	5 ITH+10SCIT or ED Total 15years	6 ITH+10SCIT or ED Total 16years
Metropolitan エリア、NCR近郊の州	5 ITH+10SCIT or ED Total 15years	6 ITH+10SCIT or ED Total 16years	7 ITH+10SCIT or ED Total 17years
その他地域	6 ITH+10SCIT or ED Total 16years	7 ITH+10SCIT or ED Total 16years	7 ITH+10SCIT or ED Total 17years

*) SCIT (特別税率)、ED (追加控除)

- 国内市場向け企業 ~~(ただし、特別税率を選択できるのは5億ペソ以上の投資が条件)~~

地域	Tier 1	Tier 2	Tier 3
NCR (マニラ首都圏)	4 ITH+5~~SCIT~~/ED Total 9years	5 ITH+5~~SCIT~~/ED Total 10years	6 ITH+5~~SCIT~~/ED Total 11years
Metropolitan エリア、NCR近郊の州	5 ITH+5~~SCIT~~/ED Total 10years	6 ITH+5~~SCIT~~/ED Total 11years	7 ITH+5~~SCIT~~/ED Total 12years
その他地域	6 ITH+5~~SCIT~~/ED Total 11years	7 ITH+5~~SCIT~~/ED Total 12years	7 ITH+5~~SCIT~~/ED Total 12years

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第11534号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tier 1	• 雇用創出の可能性が高いもの • 基本的な商品やサービスの提供が不足しているセクター • イノベーション・アップグレード・バリューチェーンの向上を通じて価値を生み出すもの • 産業開発に必要なセクターに必要なサポートを提供するもの • 潜在的な比較優位を生み出すものなど
Tier 2	• 現地で提供されていない材料、部品、コンポーネント、サービスなどで、産業開発、輸入代替のために不可欠なもの
Tier 3	• 付加価値・生産性・効率の向上・ヘルスケアの躍進・高給の仕事をもたらす研究開発 • 新しい知識・知的財産をもたらすもの • 特許・意匠・著作権・実用新案の商品化 • ハイテクな製造業 • 経済の構造的変革に不可欠なもの

- ~~対象となる特定のインダストリーの法律への明記 (例：農業、漁業、林業、アグリビジネス、輸出向け手工芸品、エネルギー)~~ **(大統領による拒否権行使)**
- 上記に加え、大統領府が定める紛争や災害から復興を目指す地域においては、さらに2年のITHが与えられる
- CREATE発効前に、IPAに登録しているプロジェクトで、インセンティブの期間中にNCRから完全に移転した場合は、追加で3年のITHが与えられる。追加のインセンティブは移転が完了した時点から与えられる
- カテゴリーは立地する地域とインダストリー、その他SIPPで規定されるファクターによって決定される
- カテゴリー、地域の基準はSIPPにおいて3年ごとに見直される

VATインセンティブ

Sec. 294-296

- 登録企業の登録プロジェクトのために直接かつ限定的に使用される財・サービスの輸入に関してVAT免税、また国内購入の場合はVATゼロ (一方で、登録外事業から生じる収益・その他利益についてはVATの対象となる)

関税インセンティブ

Sec. 294-296

- 登録企業の登録プロジェクトのために直接かつ限定的に用いられる資本設備、原材料、スペアパーツなどに関しては関税免除 (フィリピン国内で、十分な量、適正なクオリティ、リーズナブルな価格で入手できない場合)
- 関税免除を受けるためには、輸入前にIPAによる事前承認が必要
- 資本設備を、一部登録外事業のために使用することも許されるが、その場合はIPAの事前承認を得るとともに、使用割合に応じて税金 (輸入VAT、関税) を支払う必要がある
- 輸入時から5年以内に資本設備などを登録外事業に使用する場合はIPAの事前承認をとる必要があり、また、輸入時に納めなかった関税を支払う必要がある

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第11534号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

FIRB (財政インセンティブ審査委員会)	Sec. 297 FIRBのの機能は、 A. インセンティブポリシー策定、投資促進機関の監督 B. IPAの推薦をもとに、費用対効果を考慮し、インセンティブの承認 (10億フィリピンペソ以下の投資のプロジェクト承認は、FIRBからIPAに委任する。金額基準は今後変更される可能性あり) ~~また、全ての必要書類含む申請書の提出後、20日以内に返答がない場合は、インセンティブは承認されたものとみなす~~ **(大統領による拒否権行使)** C. 政府所有・管理企業、その他政府機関、州立大学などへの補助金を承認 D. 災害や紛争から復興を目指す地域において、場所固有の戦略的投資計画を策定し、大統領に推薦 E. 付与したインセンティブの取り消し F. 政府所有・管理企業、その他政府機関、州立大学などへの補助金の取り消し G. IPAへ登録企業ごとのインセンティブデータを提出するよう要求 H. 企業ごとのインセンティブについてデータを公表 I. 補助金を受けている政府所有・管理企業などやLGUからデータを要求、調査 J. 年次レポートを大統領府に提出 K. ヒアリング後、当法律に基づき、税制上の優遇措置、または補助金の承認、不承認、取り消し、一時停止、撤回、没収に関する問題を決定 (影響を受ける企業は、30日以内にCTAへ訴訟が可能) L. 必要な規則、規制について公表する M. SIPPに基づく非常に望ましいプロジェクト、または非常に具体的なアクティビティに関して、Non-Fiscal支援を与えるよう大統領に推薦する N. 輸入への依存を減らすために国内のサプライチェーンの発展、拡大のための政策を採用する。輸出、現地消費に関わらず、洗練された財、サービスを促進する O. この法律の目的を達成するために必要な、またはそれに付随するその他のすべての権限を行使する ~~FIRBは、10億ペソ以上のプロジェクトに対して、税務インセンティブを享受するための条件としてのターゲットパフォーマンスメトリクスの決定、IPAへの登録企業に関するデータ要求、必要に応じてインセンティブをキャンセルするなどの機能を果たす~~ **(大統領による拒否権行使)**

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第11534号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

FIRB組織構成	Sec. 298 • Board - Chairperson: 財務大臣 - Co-Chairperson: 貿易産業大臣 - Members: ■ 官房長官 ■ 予算管理大臣 ■ 国家経済開発長官 • Secretariat - Head: 財務次官補 - Staff: 政府税制調査機関 • Technical committee - Chairperson: 財務次官 - Members: ■ 事務局長室次官 (補) ■ 貿易産業次官／投資委員会運営責任者 ■ 予算管理次官 (補) ■ 国家経済開発副長 (補) ■ 内国歳入庁 (副) 長官 ■ 関税局 (副) 長官 ■ 競争委員会委員長 ■ 各IPAの責任者

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第11534号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

SIPP (戦略的投資優先計画)	Sec. 300 • BOI (投資委員会) は、FIRB、IPA、その他の政府機関や民間部門と調整してSIPPを策定し、大統領へ推薦し、大統領が承認する (特に中小の国内企業を成長させるために高スキルの仕事を創出に必要な非財政支援の推薦を含む) • SIPPの有効期間は3年で、3年ごとに見直しが行われる • SIPPは以下の内容を含む - フィリピン開発計画やその他の政府のプログラムと整合的である優先プロジェクト (以下の要素を考慮) ■ 投資金額 ■ 雇用の創出 (特に発展が遅れている地域における) ■ 純輸出の金額 ■ 新技術の仕様 ■ 持続可能な開発をもたらすプロセス、イノベーション (適切な環境保護システムなど) ■ バリューチェーンを補完するもの ■ 市場競争力の強化 ■ 洗練された製品生産、サービス提供するためのフィリピン企業および専門家の能力強化 ■ フィリピンの食料安全保障への貢献と農業、漁業部門の収入増加 ■ グローバルな事業につながるサービス、アクティビティ - 立地、インダストリーによるカテゴリーの規定 - 追加控除の条件規定 プロジェクトまたはアクティビティは、特定の分野または産業のための適格要件または条件、およびBOIが定めたその他の制限を遵守しなければならない プロジェクトまたはアクティビティがSIPPに記載されいない場合、いかなる場合でも投資促進機関が申請を受け入れることはない。SIPPに記載されていないプロジェクトまたはアクティビティは、自動的に不承認となる
大統領の権限	Sec. 301 • FIRBの推薦により、国家経済発展のために非常に望ましいプロジェクト、または非常に具体的なアクティビティに関して (高いスキルの雇用創出、外国資本の誘致など) については、大統領がインセンティブを与える権限を持つ (ITHは最大8年、その後特別税率 (5%GIT) を与えることができる、ただしインセンティブ期間が40年を超えることはない) • 大統領の権限は、FIRBが以下の事項を検討し、ポジティブな推薦をしたときのみ、行使が可能となる

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第11534号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

	- プロジェクトが包括的な持続可能な開発計画を持っている - 最低投資金額は500億フィリピンペソ、もしくは3年で1万人以上の直接雇用を生むこと ~~大統領は、IPAをCREATEのカバー範囲から除外し、FIRBの管理の対象から外す決定を行う権限を持つ~~ (大統領による拒否権行使)
SIPPの修正	Sec. 302 • BOIは、投資優先順位の決定基準など一定の要件の下、1) 追加の地域をSIPPに含め、2) 投資地域の宣言の条件を変更し、また、3) SIPPの有効期間内にプロジェクトやアクティビティが優先事項でなくなったと判断した場合には、その活動を一時的に停止することができる。
公告	Sec. 303 • SIPPの全部あるいはSIPPの一部修正が承認された場合、一般に購読されている少なくとも1つの新聞、または官報に掲載されなければならない。
インセンティブを受けるための要件	Sec. 304 登録企業は以下の要件を満たす必要がある • SIPP に含まれるプロジェクトに従事する • 合意された期間、ターゲットパフォーマンスメトリクスを満たす • 企業によって登録された各プロジェクトの投資、売上、費用、利益／損失を特定するための適切な会計システムを導入する。または、IPAが要求した場合には、登録プロジェクトごとに別々の会社を設立する • E-Receipting、E-Salesなどの電子帳票システムの要件に準拠すること • 組織の実質的所有者と関連者に関する年次報告書の提出

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第11534号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

税務申告書の提出、タックスインセンティブレポートの提出	Sec. 305 全ての登録企業およびその他の登録事業体は、 • BIR への税金の申告・納付のための電子申告・支払システムを利用して、申告期限までに税金の申告と納税を行う必要がある。ただし、納税義務を果たすために電子システムを利用できない協同組合およびその他の登録事業体は、それぞれの税務署 (RDO) に申告する必要がある。 • IPAまたはその他のインセンティブを管理する政府機関が行う税制優遇措置を利用する登録企業およびその他の登録企業は、法人所得税のインセンティブ、VATの免除およびゼロレート、関税の免除、地方税の免除などに関連する完全な年次タックスインセンティブレポートを、それぞれのIPAあるいはその他のインセンティブを管轄する政府機関に提出しなければならない。 • 関係するIPAまたはその他のインセンティブを管理するその他の政府機関に年次のベネフィットレポートを提出する必要がある。このベネフィットレポートには、承認された投資額と実際の投資額、承認された雇用レベルと実際の雇用創出、承認された輸出と輸入、国内購入、利益と配当の支払い、納税申告と納税の法定期限から30暦日以内に支払われたすべての税金、源泉徴収された税金などのデータが含まれるが、これらに限定されない。 • 年次タックスインセンティブレポートと年次ベネフィットレポートのコピーは、電子形式でFIRBにも提出されなければならない。 インセンティブを管理するIPAおよびその他の政府機関は、関連する税務申告書の法定提出期限の終了から60暦日以内に、登録企業およびその他の登録企業のリストに基づいて、それぞれの年次タックスインセンティブレポートをBIRに提出しなければならない。
提出・報告義務違反に対する罰則	Sec. 308 IPAまたはインセンティブを管理するその他の政府機関への提出・報告義務に従わない場合、登録企業には以下の罰則が科せられる。 a. 最初の違反 - 10万フィリピンペソの罰金の支払い b. 2回目の違反 - 50万フィリピンペソの罰金の支払い c. 3回目の違反 – FIRBは、登録企業のIPAまたはインセンティブを管理するその他の政府機関への登録を取り消す ただし、提出できなかったことが、登録企業やその他の登録企業の過失によるものでない場合、ITHやその他のインセンティブの利用を停止する理由にはならないものとする。また、罰則による徴収金は一般財源に帰属するものとする。
ワンストップアクションセンターの設置	Sec. 310 全てのIPAはワンストップショップまたはワンストップアクションセンターを設置する。ワンストップアクションセンターは、ビジネス環境改善法 (RA No. 11032) に準拠して、地方自治体 (LGU) と登録企業との間のコーディネーションのサポートを含め、登録事業の開始と実行を手助けするものである。登録企業は、インセンティブの有効期限後であっても、ワンストップアクションセンターを利用することができる。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第11534号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

既に登録しているプロジェクトのインセンティブの取り扱い(移行期間)	Sec. 311 A. ITH (法人税免税期間) のみのインセンティブが与えられ、CREATE発効前に当該ITHを享受している登録企業は、当初予定されている期間に関して、ITHのインセンティブを享受することができる B. ITH と特別税率 (総所得の5%課税) のインセンティブが与えられている登録企業で、CREATE発効前にITHを享受している場合、今後10年間は5%GITのインセンティブを享受することができる C. CREATE発効前に5%GITのインセンティブを享受している登録企業は、今後10年間同じインセンティブを享受することができる。

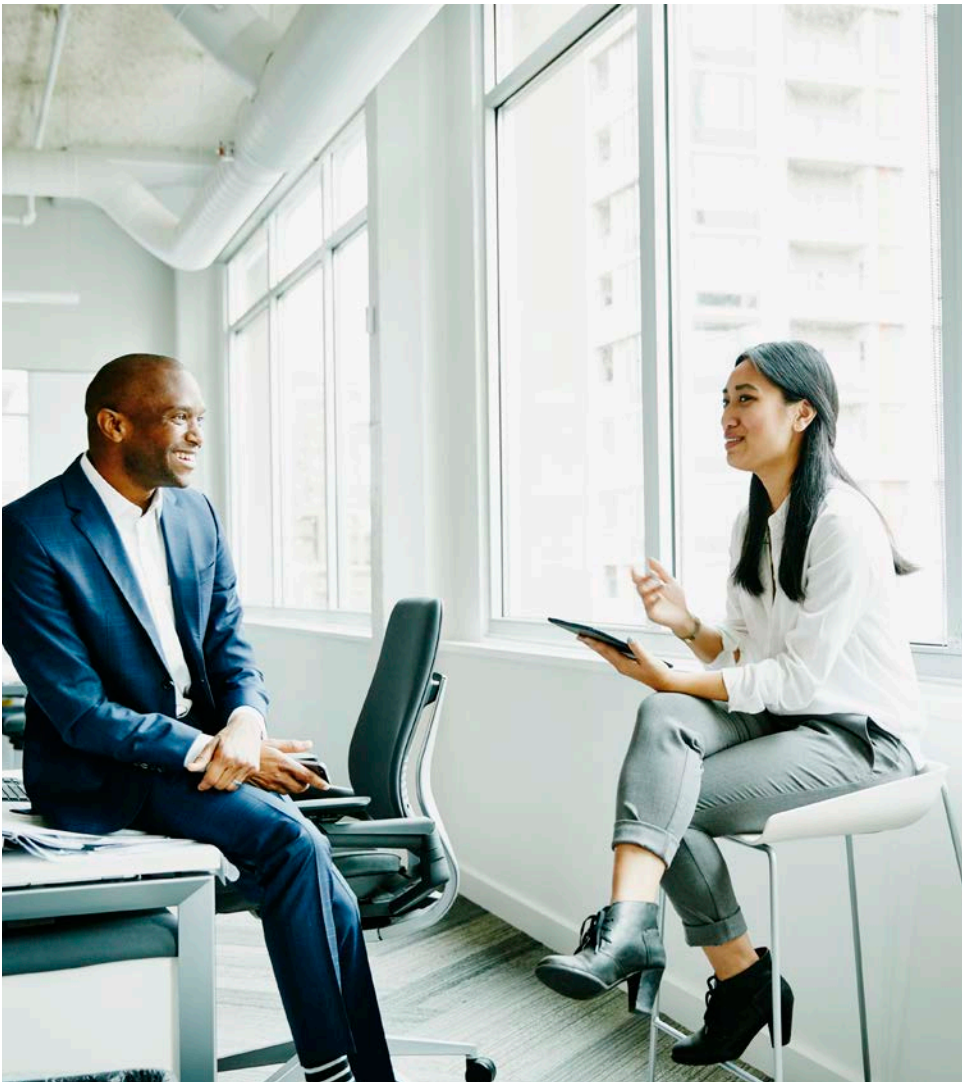

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第11534号、1997内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

PwC フィリピン 問合せ先

マニラ本店

住所： 29th Floor AIA Tower (formerly Philamlife Tower)
8767 Paseo de Roxas
1226 Makati City

電話： +63 (2) 8845 2728

Fax: +63 (2) 8845 2806

E-mail: ph_jbd@pwc.com

セブ支店

住所： Unit 1102, 11th Floor, China Bank Corporate Center
Samar Loop corner Road 5
Cebu Business Park, Mabolo
Cebu City, 6000

電話： +63 (32) 233 5020

ダバオ支店

住所： 8F, Davao Finance Center
116W Aquino Street, Agdao
Davao City 8000, Davao Del Sur

イロイロ支店

住所： Units 2F-10 & 2F-11

The Galleria, Jalandoni Street Jaro

Iloilo City

電話： +63 (33) 335 5550

ブルネイ支店

住所： 13th Floor, PGGMB Building

Jalan Kianggeh, Bandar Seri Begawan BS8111

Brunei Darussalam

電話：+67 (3) 224 1951

ウェブサイト：www.pwc.com/ph

PwC フィリピン日系企業部
(Japanese Business Development)

1993年の創設から30年の歴史を持つ日系企業部 (Japanese Business Development) では、3名の日本人スタッフが常駐しており、PwCフィリピンの会計／監査・税務・アドバイザリー部門のプロフェッショナルと共にフィリピンでビジネスを行っている日系企業クライアントの多様なニーズに対応しています。※本ハンドブックに関するお問い合わせは下記まで

東城　健太郎 (プリンシパル)
+63 917 899 3509
kentaro.tojo@pwc.com

林田　俊哉 (ディレクター)

+63 917 805 5728
toshiya.hayashida@pwc.com

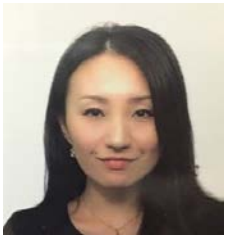

大川　恵津子 (シニアアソシエイト)

+63 945 591 1020
etsuko.okawa@pwc.com

日系企業への主な提供サービス

Assurance (監査部)

- 法定監査（財務諸表監査）
- 会計アドバイザリー(PFRS, IFRS, US GAAP)
- 会計顧問契約

Risk Assurance (リスク監査部)

- 内部統制監査
- 内部統制サポート (J-SOX対応含む)
- ビジネスプロセスレビュー
- IT関連アドバイザリー (IT全般統制対応)
- サイバーセキュリティ―関連支援
- 個人情報保護法関連サポート

Deals and Corporate Finance (アドバイザリー部)

- トランザクション (M&A、デューデリジェンスなど)
- 事業戦略策定、市場調査など
- インフラプロジェクトに係るアドバイザリー
- ESG関連アドバイザリー
- データアナリティクス

Consulting (コンサルティング部)

- パフォーマンス改善 (リスク管理、コスト削減など)
- クライシスマネージメント (事業再生、リストラなど)
- 不正監査 (フォレンジック)
- デジタルトランスフォーメーション

Tax & Corporate Service (税務部)

- 税務調査対応、移転価格調査対応
- 移転価格文書作成、ベンチマーク分析支援
- 税務ルーリング取得
- 税務コンサルティング
- 税務コンプライアンスレビュー
- 税務デューデリジェンス
- SECおよびPEZA関連業務支援
- 事業許可書の取得・更新
- 法人設立支援、撤退業務支援
- 法務コンサルティング
- 税務裁判サポート
- 税務顧問契約

Client Accounting Services (経理代行部)

- 経理、給与計算代行
- 税務申告書作成、レビュー
- 財務諸表作成、レビュー

Worldtrade Management Services (関税部)

- 事後調査サポート
- 関税コンプライアンスレビュー
- 輸出・輸入ライセンス取得のためのサポート
- 関税評価、関税分類（HSコード）に係るサポート

www.pwc.com/ph

© 2023 Isla Lipana & Co. All rights reserved.

At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 155 countries with over 327,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services.

PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.